

# 枚方市地域福祉計画 (第5期) <案>

みんなが、いつまでも安心して  
地域で暮らせるように…  
支え合える地域を創る



令和7年(2025年)3月  
枚方市





はじめに

## 第1章 地域福祉計画の策定について

- 1 地域福祉とは
- 2 地域福祉計画とは
- 3 地域共生社会の実現をめざして
- 4 計画策定の背景
- 5 計画の位置づけ
- 6 本計画とSDGsの関係
- 7 計画の期間
- 8 計画の策定体制
- 9 計画の推進と進行管理

## 第2章 計画の基本理念と考え方

- 1 基本理念
- 2 基本理念の実現に向けた考え方
- 3 枚方市の現状と課題

## 第3章 基本理念の実現に向けた取組

- 1 基本方向と施策目標
- 2 具体的な取組

## ◇資料編◇

### 第1章 前期計画の総括

- 1 枚方市地域福祉計画(第4期)の総括
- 2 成年後見制度利用促進基本計画(第1期)の総括

### 第2章 地域福祉における枚方市を取り巻く現状

- 1 人口統計からみる少子高齢化の現状
- 2 制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状
- 3 その他の課題について統計からみる現状
- 4 地域を取り巻く現状
- 5 主な相談機関における相談の状況

### 第3章 アンケート調査結果

### 第4章 計画審議経過等

- 1 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 開催経過
- 2 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 委員名簿
- 3 枚方市地域福祉計画(第5期)〈素案〉に係る市民意見聴取の結果について

### 第5章 用語解説



# 第1章 地域福祉計画の策定について

## 1 地域福祉とは “誰もが幸せに暮らせる地域をめざして”

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての住民が主体となって、「思いやり」「支えあい」を大切にし、誰もが安心して幸せに暮らせる、差別や排除のない地域をつくり、持続させていくことです。そのためには、住民一人ひとりの取組に加え、校区コミュニティ協議会や校区福祉委員会などの住民同士の支え合い、さらに行政や福祉事業者による相談窓口等の公的制度が連携して地域課題を解決する取組が必要となります。

### 主な地域福祉活動

#### 校区 コミュニティ 協議会

市内の小学校区を基本に、自治会など各種団体が情報交換や連絡調整などを行う協議型組織です。大規模災害に備える自主防災活動、子どもの安全対策、青少年の健全育成など、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。

#### 校区 福祉委員会

「地域のまちづくり」を進める目的で、小学校区ごとに設けられた、住民主体の地域福祉活動を実践する組織です。

#### 民生委員・ 児童委員

厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員で、給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。地域住民との信頼関係をもとに活動する民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、適切な行政機関につなぐ等、必要な援助を行います。



地域福祉活動として行われている  
サロン活動の様子  
【写真上】樟葉北校区 子育てサロン  
【写真左】山田校区 いきいきサロン

## 2 地域福祉計画とは

行政は、地域福祉の推進のために、地域組織や福祉事業者等の各種団体と連携し、保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などの基盤整備を推進します。

それらを実現するために、行政が住民の立場に立ち、総合的・計画的・横断的に推進する計画が地域福祉計画です。

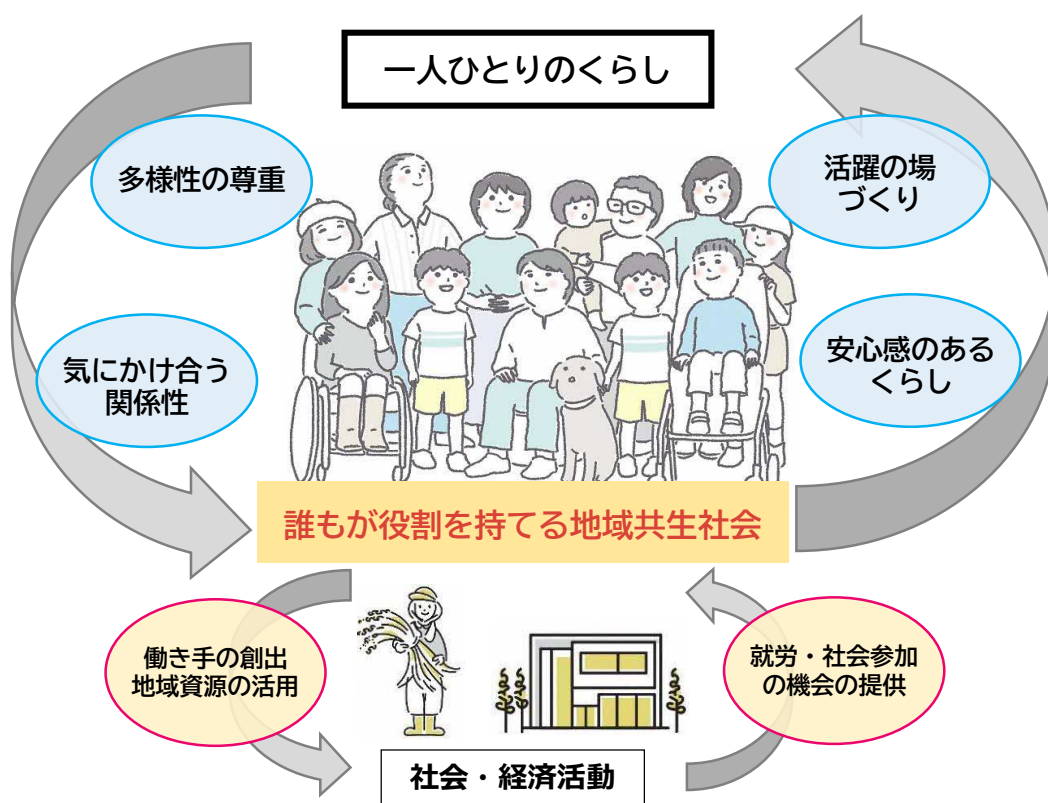
## 3 地域共生社会の実現をめざして

近年の地域社会を取り巻く環境変化の中、国は『地域共生社会』の実現を掲げています。

『地域共生社会』とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この社会の実現のために「地域課題の解決力」「包括的支援の強化」「地域のつながり強化」「専門人材の機能強化」の4つの柱が掲げられています。

### 地域共生社会のイメージ図



※「地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)」より加工して作成

## 4 計画策定の背景

### (1)つながりの希薄化

少子高齢化に伴う人口減少、生産年齢人口の減少により、地域福祉活動を担う現役世代が少なくなり、マンパワー不足が危惧されています。また、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、家族での育児力や介護力の低下、情報化の進展や新型コロナウイルス感染症をはじめとするパンデミックなどから、地域社会における連帯感が希薄になってきています。住民相互の支え合う意識や機能が弱まり、社会生活に孤独を覚え、社会から孤立する人が増加しています。

### (2)地域社会における問題の変容

震災や台風等をはじめとする大規模な自然災害、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、自殺問題、生活困窮、家庭や地域社会が抱える問題は複雑多様化しています。「ヤングケアラー」や「8050問題」「ダブルケア」といった、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱え、高齢分野や児童分野など1つの機関では解決できないケースも増えています。このような背景を受けて、国は令和3年4月に社会福祉法を改正し、市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

社会から孤立している人々については、行政や支援機関に声を届けることが難しい場合があります。ただ窓口を設けるだけではなく、アウトリーチ型支援や、オンライン等を活用した窓口の必要性も高まっています。

さらに、地域共生社会の実現をめざした取組を進めるには、福祉分野にとどまらず、まちづくり、交通、教育などに関する他の行政計画との整合・調和も必要となっています。

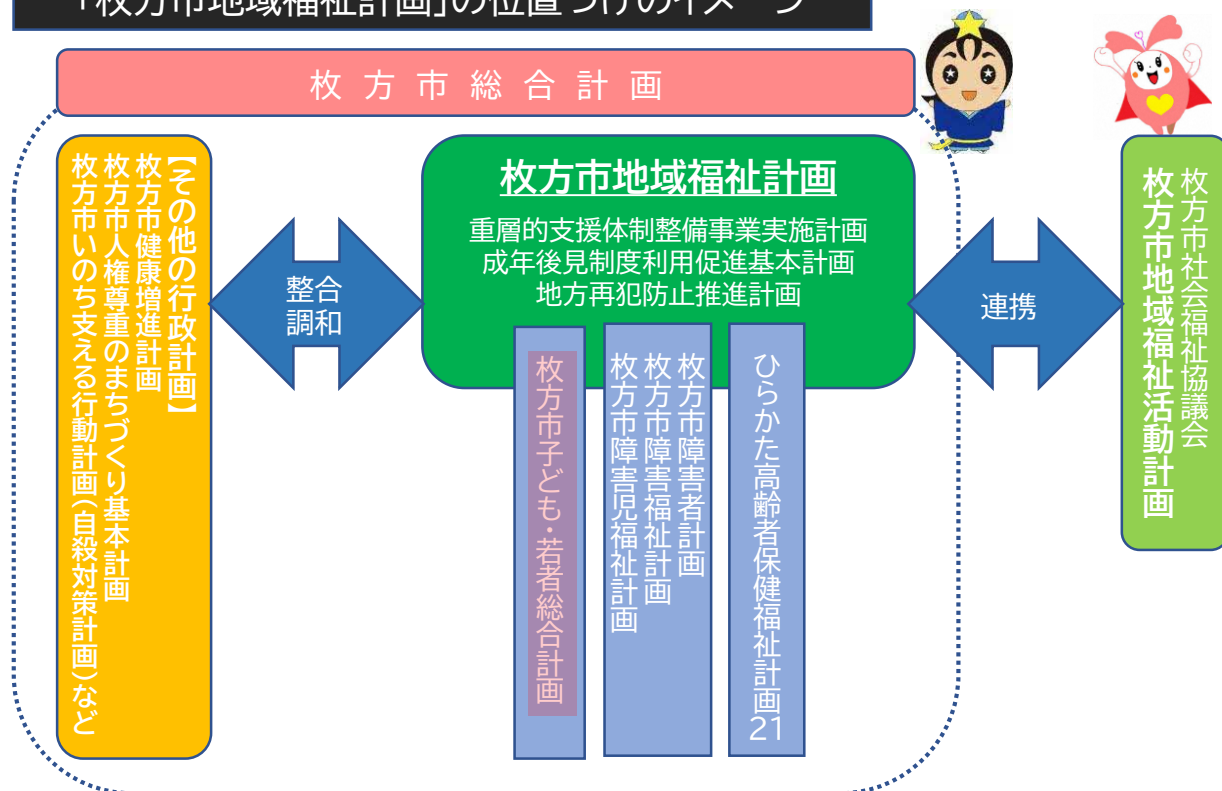
## 5 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進していくための施策を示すものです。枚方市のまちづくりの総合的な計画である「枚方市総合計画」の下位計画、地域福祉と関わる分野別・対象者別の福祉計画の上位計画として位置づけられています。

当該地域福祉計画には、社会福祉法第106条第5項の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。それぞれの計画の目的である重層的支援体制整備事業の適切かつ効果的な実施、権利擁護支援体制の充実、犯罪から立ち直ろうとする方の支援及び地域理解の促進を推進することで、地域福祉計画の目標となる地域共生社会の実現を一体的にめざします。

また、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会(以下、「枚方市社会福祉協議会」という)が策定する地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざすための行動計画である「枚方市地域福祉活動計画」と連携し、協働して地域福祉を推進していきます。

## 「枚方市地域福祉計画」の位置づけのイメージ



## 6 本計画とSDGsの関係

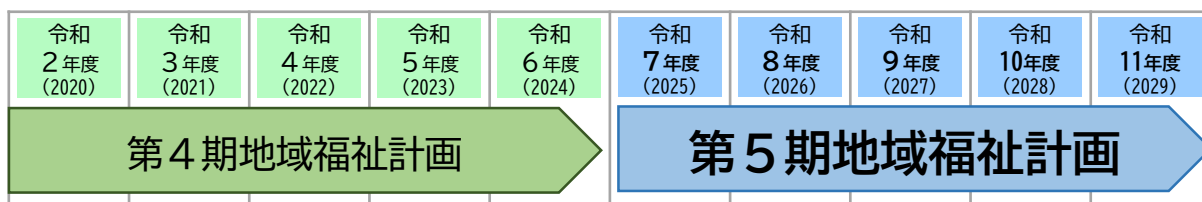
SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取組を進めています。

本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の7つを主な目標としてSDGs達成に向けた取組を推進していきます。



## 7 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間です。  
なお、計画は今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。



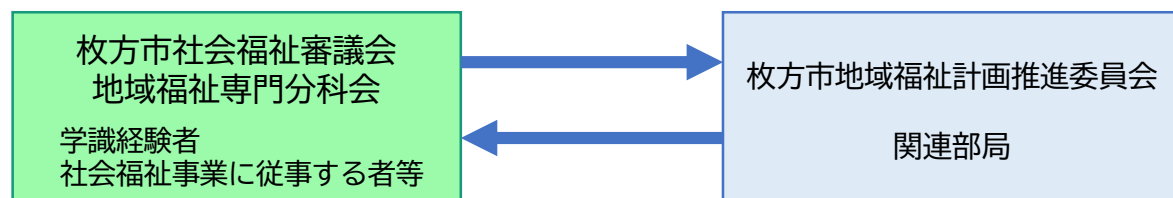


## 8 計画の策定体制

### (1)社会福祉審議会 地域福祉専門分科会による審議

計画の策定にあたり、「枚方市社会福祉審議会」に対し諮問し、「枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」にて審議いただきました。

庁内に、「枚方市地域福祉計画推進委員会」を設置して検討を重ねた上で、地域福祉専門分科会に対して、計画策定に必要な調査結果等を提示し、意見をいただきながら策定作業を進めました。



### (2)市民意識調査の実施

市民の生活上の課題や地域での活動、地域福祉に関する市民のみなさまの意識や現状について把握し、第5期地域福祉計画の策定に向けての基礎資料とすることを目的として、市民対象のアンケート調査を実施しました（調査結果は資料編第3章P50～参照）。

### (3)市民意見聴取の実施

枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会での審議過程において、第5期地域福祉計画の素案についての市民意見聴取を令和6年12月3日から12月22日まで実施しました。

市ホームページへの掲載や本庁舎・各支所・生涯学習市民センター等への意見箱の設置などにより、5件のご意見をいただきました。

## 9 計画の推進と進行管理

### (1)計画の推進体制

地域福祉に関する取組は、地域福祉の主体である住民や地域活動団体、ボランティア、事業者等が、協力しあいながら進められるものです。本計画の推進においても、地域福祉に関わる多様な主体と連携・協力し、基本理念の実現に向けた計画の推進を図ります。

市としても、単に進捗状況の確認を行うにとどまらず、縦割りを解消し、横のつながりを重要視し、情報共有や連携を図り、計画を推進します。

### (2)計画の進行管理

計画の推進が適切に行われているか、市の関係部局で構成された枚方市地域福祉計画推進委員会を毎年度開催し、確認を行います。当該委員会においては計画の進行管理を行うとともに、時代により変化する福祉課題等に応じた連携を図るように努めます。

外部の審議・評価体制として社会福祉審議会 地域福祉専門分科会で、庁内で検討した進行管理の内容等について審議いただきます。

## 第2章 計画の基本理念と考え方

### 1 基本理念

#### 基本理念

みんなが、いつまでも安心して  
地域で暮らせるように…  
支え合える地域を創る

第4期地域福祉計画においては、生活課題が複雑多様化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくために、地域のつながりを大切にしながら、地域に住む住民がともに生活課題や地域課題を解決する取組を創ることを基本理念として、計画の推進に努めてきました。

第5期地域福祉計画では、この基本理念を引き継ぎつつ、新型コロナウイルス感染症により希薄化した人と人、人と地域のつながりを再び強く結びつけ、顔の見える関係性を構築し、困っていることは個人の問題ではなく地域の課題として解決し、誰もが取り残されることなく支え合い、誰もが安心して暮らしていけるように具体的な取組を実践していきます。

### 2 基本理念の実現に向けた考え方

次の考え方に基づき、基本理念の実現に向けた取組を行います。

#### ◇ いつまでも安心して暮らせる地域

生活の中で困りごとが生じた際や、地域で困っている人や世帯を発見した際に、「誰もが身近に相談ができる」体制が整い、複合的な課題についても各相談機関が連携し、支援が行われている地域。

#### ◇ 住民一人ひとりが活躍できる地域

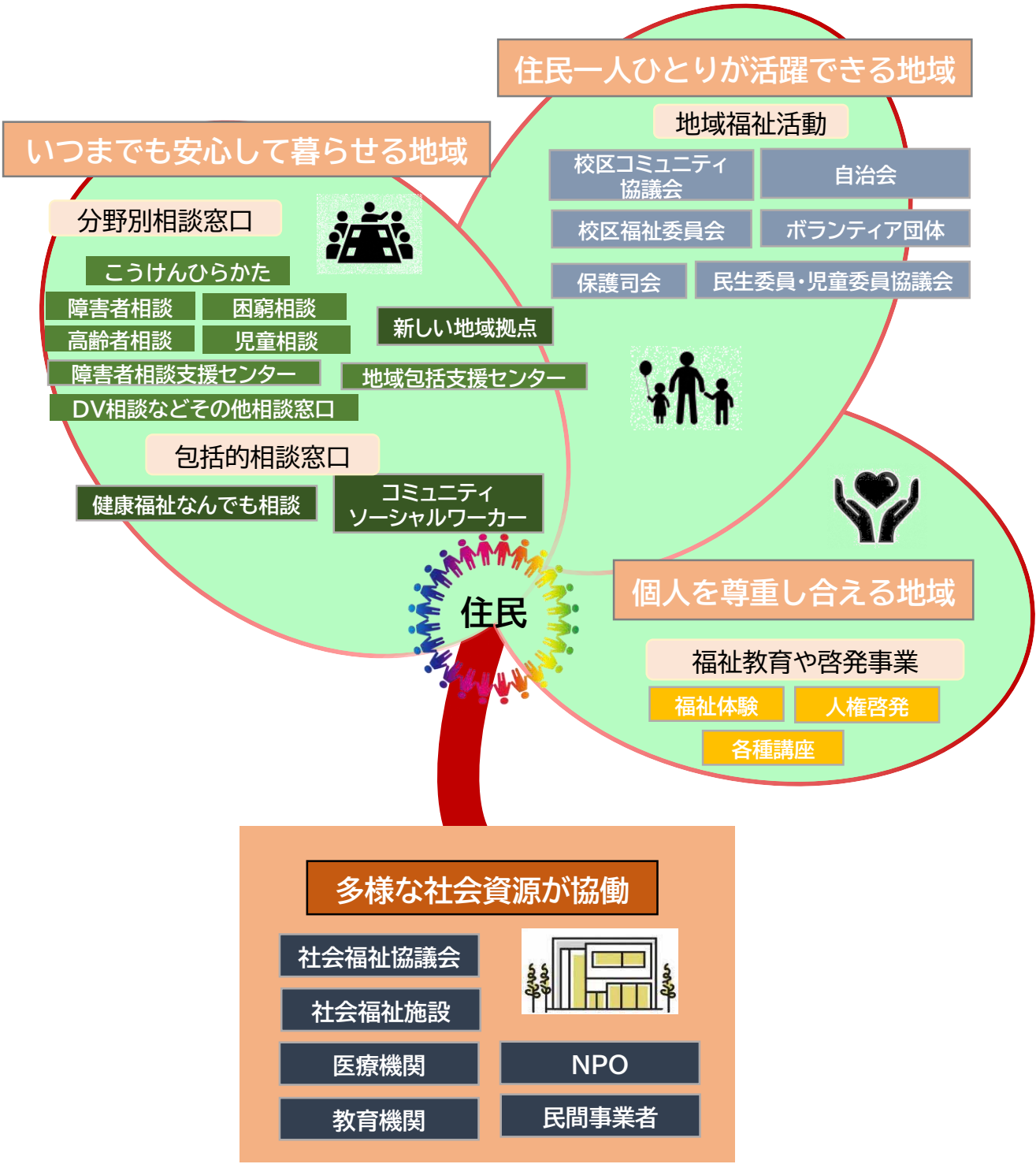
地域をより良くするために誰かがではなく、一人ひとりが主体性を持ち、「自分にできることを地域のためにする」を実現し、地域活動が活発に行われ、持続的に行うことができる地域。

#### ◇ 個人を尊重し合える地域

引きこもり等、社会から孤立している人々を地域福祉活動へつなぐ参加支援や福祉教育を充実させる中で、個性や違いを認め合い、個人を尊重し合える地域。

また、基本理念の実現に向け、地域福祉の主体である住民や行政のみが取り組むのではなく、教育機関や医療機関、社会福祉施設等の地域のあらゆる資源が協力し合いながら、それぞれにできることを実施できる体制が重要となります。

枚方市がめざす地域福祉のイメージ図



### 3 枚方市の現状と課題

基本理念の実現に向けて、「枚方市地域福祉計画(第4期)」及び「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の総括(資料編第1章P29～参照)、市民意識調査の結果(資料編第3章P50～参照)から現在の枚方市における取組や地域福祉活動の状況、課題について検証しました。

#### (1) 包括的相談窓口の充実

##### 【枚方市における現在の取組】

- 令和2年4月から、どこに相談してよいか分からない人や複合的課題を抱える人に向けて、健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口「健康福祉なんでも相談」を健康福祉総合相談課に設置しました。
- 令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始し、複合的課題を抱えた人・世帯の課題解消に向けて、関係機関が連携する多機関協働による、重層的支援会議等を実施しました。その他、新たに参加支援事業を開始し、課題を抱えた方と地域をつなぐ活動にも注力しています。
- 令和6年4月から、お悩みの解決に役立つ情報を簡単に集めることができるように、市ホームページに「枚方市版 お悩みハンドブック」を公開しました。

##### 【取組の課題】

- コロナ禍により来所できない相談者のニーズを満たすため、一部の相談窓口ではオンラインシステムやSNSを用いた相談を実施しました。一方で、このようなICT機器になじみのない方に対するアウトリーチ等、困った時にいつでも相談ができる機会を設ける必要性が生じています。

##### 【市民意識調査(アンケート)より】

- 虐待やDV、徘徊等を見かけられた時には、市役所等の行政や警察へ連絡をするという意識を持たれている方が多い一方で、福祉的課題については、相談先が分からないという回答が比較的高く、福祉相談窓口を身近に感じてもらえる体制を整える必要があります。
- 包括的相談窓口である「健康福祉なんでも相談」「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(以下、「CSW」という)について「知っている」と回答された方は、それぞれ14.2%、6.8%と認知度が非常に低く、これらの相談窓口の周知・啓発を行い、困った時にいつでも相談できる体制を整える必要があります。
- 「相談したい時にあったら便利と思うしくみ」では、幅広い年代から「近くの支所で相談ができる」「市役所や支所よりさらに身近な範囲に相談窓口がある」の回答が多く、また若年層を中心として、「自宅からSNSやLINEなどで相談ができる」しくみについても多くの回答がありました。本市は広い面積を有しており、より身近な場所で相談ができたり、SNS等のインターネット環境での相談ができる体制を整えたりすることで、幅広い年代から気軽に相談していただける環境を整える必要があるという結果となりました。



##### 【健康福祉なんでも相談】

令和2年4月に開設した、健康福祉なんでも相談では、健康・福祉などのお困りごとを丁寧に聴き、制度やサービスの紹介や、解決に向けた相談に応じます。必要な際は、職員が関係部署等に案内するため、どこに相談したらよいか分からない場合でも、気軽にご相談いただけます。



## (2)地域で活躍する人材の確保

### 【枚方市における現在の取組】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、地域活動のほとんどが活動を自粛した状態となりました。活動が感染症の収束とともに再開される中で、校区福祉委員活動や自主防災訓練への参加者も増えてきています。
- コロナ禍でも地域でのつながりを継続するため、見守り訪問時に地域の広報紙を添えるなど地域ごとに工夫を凝らした活動が実践されました。

### 【取組の課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の自粛や福祉施設でのボランティアの受入れがなくなったことで、地域活動への参加者、担い手の双方の地域離れや、活動の空洞化、人と人とのつながりの希薄化が進行しました。

### 【市民意識調査(アンケート)より】

- 校区コミュニティ協議会活動や子どもへの支援活動などに「機会があれば参加したい」と約20%の人が回答するなど、地域活動の担い手となる活動希望者が一定おられることが分かりました。
- 「地域活動やボランティア活動の担い手不足の原因について」では、「仕事と両立できない」が56.4%と高い一方で、「どのような活動があるか、情報が足りない」が34.2%、参加する方法がわからない」が22.3%となっており、それぞれ第4期地域福祉計画策定時のアンケートより10ポイント以上高い回答となりました。
- 「地域活動やボランティア活動に参加する人を増やすため必要だと思うこと」では、「気軽に体験や参加ができる場を設ける」が31.9%、「気軽に相談できる窓口を設置する」が28.4%となっており、活動内容の周知とともに、地域福祉活動へ関心がある方と地域福祉活動とのコーディネート機能の強化が求められる結果となりました。

### 【コロナ禍から戻りつつある地域活動】

子育てサロンではコロナ禍ではできなかった、歌遊びや親同士の交流が再開され、親子ともに笑顔いっぱいの活動となっています。



## (3)防災への取組

### 【枚方市における現在の取組】

- 令和2年度から各校区や自治会での地区防災計画の策定に向けた支援を開始しました。地区防災計画は、全体版(地域提案型)とテーマ特化型の2種類に分けて策定を支援しています。全体版(地域提案型)は地域の特性に応じて校区や自治会がまち歩き等を実施のうえ、災害課題や対応策を自由に策定し、テーマ特化型は自治会館の避難所利用や広域避難に関する内容などについて策定しています。令和6年6月現在、23校区と31自治会が計画を策定しています。
- 枚方ひこ防'zは、災害時に備え市民や災害時応援協定先、行政が参加し、それぞれの役割分担や適切な対応方法を確認し合う総合防災訓練です。この訓練は、相互の連携強化と地域防災力の向上を目的に実施しています。本市災害対策本部訓練のほか、協定締結先による物資輸送・受入れ訓練、校区自主防災組織による避難所開設訓練等も実施しています。
- 従来から作成していた、災害時に支援を要する対象者の申請に基づき登録を行う「災害時要援護者名簿」の登録者情報を、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」に集約しました。

### 【取組の課題】

- 避難行動要支援者名簿掲載者の個別避難計画の策定について、令和4年度にモデル事業として実施した自治会での取組を踏まえ、ルールの整理等を行うとともに、計画策定の推進が必要となっています。
- 地域における災害時要配慮者に対する支援体制の整備が求められています。

### 【市民意識調査(アンケート)より】

- 災害時に自力で避難が可能かについて、「要介護・要支援の認定を受けている方」が同居されている世帯では、約50%の方が自力での避難ができないとの回答があり、地域内で災害時の声掛けや手助けなどが必要な結果となりました。一方で、避難行動要支援者への取組を「知っている」との回答は11.9%となっており、さらなる周知が必要な結果となりました。
- 「日ごろから地域の防災訓練等に参加しているか」について、「訓練が行われているかどうか分からない」が38.4%、「訓練は行われていない」が9.0%となっており、それぞれ第4期地域福祉計画策定に向けたアンケート時の28.6%、4.5%から増加しており、地域防災訓練の周知や、普段参加されていない方への参加促進、防災対応の充実等が必要となっています。



### 【地区防災計画の策定】

まち歩きや車いす介助を通じて災害課題を考え、災害に備えた地区防災計画を策定しています。

## (4)福祉意識の向上

### 【枚方市における現在の取組】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、人権や福祉に関する啓発イベントが中止となりましたが、収束後は、人権文化セミナーやほっこりひらかたなどのイベント、ゲートキーパー研修などを再開し、啓発活動を行いました。
- 令和5年度から枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにおいて子どもの介護体験事業を開始したほか、介護施設や公立保育園での中学生の職業体験により子どもに福祉への関心を持ってもらえる取組を実施しました。

### 【取組の課題】

- セミナー等の啓発活動についても参加者数を増やす取組を行うことで、多くの方に福祉や人権について考える場を提供する必要があります。
- 福祉教育のあり方については、介護体験に限らず、福祉に関する課題を探究する授業を検討し、より効果的な活動を検討する必要があります。

### 【市民意識調査(アンケート)より】

- 地域で心配な世帯を見かけても、「他人が連絡・相談するべきことではない」と回答された方が一定数おられることから、地域で福祉課題を解決していく意識を醸成する必要があります。
- 再犯防止への協力意向について、「犯罪をした者の立ち直りに協力したいと思う」への回答では「思う」「やや思う」が9.6%となっており、再犯防止に向け地域での犯罪をした者の理解の促進と孤立の防止に向けた取組が必要となっています。



## 【こども介護体験】

令和5年度にこども介護体験を枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにて実施しました。実際に働く介護職員の方からレクチャーを受け、車いすやリフトカー、介護食を体験してもらいました。介護の仕事の大切さや僅かな段差でも車いすのバリアとなることを体験の中で感じてもらうことができました。

## (5) 権利擁護の取組について

### 【枚方市における現在の取組】

- 令和3年7月に「ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」(以下、「こうけんひらかた」という)」を開設しました。権利擁護に係る相談窓口を集約化・明確化し、市民や支援関係者が安心して相談できる体制を備えた中核機関として、広報活動・相談支援・後見人支援等を実施しています。
- 令和3年4月から成年後見制度利用の阻害要因の1つである金銭負担の軽減を図るため、「成年後見制度利用支援事業」の対象を拡大しました。令和5年度の制度利用者は37人でした。引き続き必要な方が制度を利用できるよう支援しています。
- 自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、本人や家族、医療者たちと話し合う人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の取組を推進し、市民や専門職に向けて講座を開催しました。

### 【取組の課題】

- 本人の意志決定を尊重することができるよう、エンディングノートや人生会議の普及啓発活動のほか、身寄りのない方の死後事務委任等のニーズが増加しています。
- 権利擁護の取組の一つとして、成年後見制度を必要な方に利用してもらえるように「こうけんひらかた」を中心としたネットワークの強化を図るとともに、本人の意思決定支援に基づく後見人活動ができるよう、後見人のスキルアップが求められています。

### 【市民意識調査(アンケート)より】

- 「成年後見制度」の認知度(アンケートにより「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」と回答された方)が73.4%となっており、制度の認知度は広がってきています。一方、「法定後見制度」「任意後見制度」の認知度は、それぞれ、54.2%、48.6%であり、詳しい制度内容についてはまだ理解が進んでおらず、さらなる制度の理解促進が必要な結果となりました。
- 障害のある方がいる世帯では、法定後見制度利用意向が14.6%、任意後見制度利用意向が16.7%と、他世帯と比較し、利用ニーズが高いことが分かりました。必要な方に利用してもらえる成年後見制度となるような取組が必要となっています。

### 【人生会議の取組】

思わぬ事故や病気により、あなたの思いや考えを伝えられなくなる、そんなことが起こるかもしれません。

枚方市では、もしもに備えて、家族や医療・介護スタッフと話し合う人生会議の取組を推進しており、セミナー等を通じて周知しています。

これからも、あなたと一緒に過ごしたいから、  
**しましよ、「人生会議」**



お互い、手が小さくなりましたねえ。こんなふうに、あなたと年を重ねられて、しみじみと良かったなって思えるんです。

人生会議とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療チーム等と話し合う取り組みのことです。  
 お問い合わせ先：枚方市 健康づくり課 電話841-1458 ファクス841-3039



## 第3章

# 基本理念の実現に向けた取組

## 1 基本方向と施策目標

【基本理念】

みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る

【基本方向】

1. 誰もが暮らしやすい  
地域づくり

2. 誰もが活躍できる  
地域福祉のネット  
ワークづくり

3. 誰もが支え合い尊重  
し合える意識づくり

【施策目標】

(1) 包括的な相談支援体制の充実

(2) 権利擁護のさらなる推進

(1) 地域で活躍する人が増える環境づくり

(2) 災害時に助け合える取組の強化

(3) 地域活動拠点への支援

(1) 福祉意識の向上

(2) 福祉や地域に関する学びの推進

## 【具体的な取組】

### <重層的支援体制整備事業実施計画>

- ◇ ワンストップで受け止める健康福祉相談窓口
- ◇ CSW等によるアウトリーチ支援
- ◇ 多機関協働による支援ネットワーク
- ◇ 参加支援の仕組みづくり

- ◇ 虐待防止 ◇ 人生会議

### <成年後見制度利用促進基本計画>

- ◇ 成年後見制度の理解促進・担い手育成
- ◇ 権利擁護支援のネットワーク強化
- ◇ 新たな権利擁護支援



多機関協働による【重層的支援会議】の様子。関係機関が集まり複合的課題を抱える方への支援を考えます。

### <重層的支援体制整備事業実施計画>

- ◇ 世代や属性を超えた地域の居場所づくり
- ◇ 地域活動への参加のきっかけづくり
- ◇ 地域活動コーディネート機能強化
- ◇ ボランティアの育成・支援

- ◇ 避難行動要支援者名簿 ◇ 個別避難計画
- ◇ 要配慮者の避難環境整備 ◇ 防災訓練
- ◇ 災害ボランティアセンター

- ◇ 地域活動拠点の整備助成
- ◇ 市内施設の活用
- ◇ 事業者との連携による地域福祉活動の支援



福祉避難所の訓練の様子。災害時に配慮を要する高齢者や障害者等のための避難所として開設され、パーテーションなどが設置されます。

- ◇ 福祉や人権に関する理解促進
- ◇ 事業者による地域貢献活動
- ◇ 市民向け福祉講座

### <地方再犯防止推進計画>

- ◇ 就労、住居の確保や福祉サービス等の利用支援
- ◇ 再犯防止への取組支援
- ◇ 地域の理解促進
- ◇ 再犯防止連絡会

- ◇ 福祉施設や交流の場での福祉の学びの推進
- ◇ 学校や地域における福祉の学びの推進



犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築く『社会を明るくする運動』式典の様子。

## 2 具体的な取組

枚方市における地域福祉の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、第5期地域福祉計画の期間において、次の取組を実施します。

### 基本方向1 誰もが暮らしやすい地域づくり

社会情勢の変化などにより、8050問題やダブルケアなど複雑・複合化している生活課題が生じ、制度の縦割りでは解決できないことも増えています。相談窓口を充実させるとともに、「困ったときは、いつでも相談ができる地域」にすることが、本計画の基本理念「いつまでも安心して地域で暮らせるように」の実現につながるものとして取組を行います。

#### 施策目標1



#### 包括的な相談支援体制の充実

市民意識調査において、福祉に関する相談場所が分からない方等に対し、ワンストップで受け止める相談窓口のニーズが高い一方で、CSWや健康福祉なんでも相談は市民認知度が低いため、より一層の窓口の周知を図ります。生活困窮や居住支援などの複合的な課題に対応ができるよう各種機関と地域が連携し、生活課題に対応ができるネットワークを構築した相談窓口体制を整えるように取り組みます。また、コロナ禍で活用が広がったオンラインシステムを用いた新しい地域拠点など、市役所以外の身近な場所での相談体制の整備を検討していきます。

### 重層的支援体制整備事業実施計画

本市では令和4年から重層的支援体制整備事業に取り組み「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施してきました。

本事業を適切かつ効果的に実施するため、具体的な取組を定め、より一層の事業の推進を図ります。

| 具体的な取組                                   | 説明                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワンストップで受け止める<br>”健康福祉なんでも相談”の周知          | 「困っているけど、どこに相談してよいかわからない」「複合的な課題がある」など高齢・障害・子どもなど分野別の窓口で声を届けられない方に向けて、ワンストップで相談を受け止める「健康福祉なんでも相談」を市民や関係機関に広く周知するとともに、相談内容に応じた適切な機関を案内し、必要時は多機関協働により課題解決を図ります。また、CSWにおいては、研修を通じてスキルを向上させるとともに、増員の検討を行うほか、相談窓口職員においても、国・府が実施する研修等に積極的に参加することでスキルアップや知識の向上を図ります。 |
| CSW等による<br>アウトリーチ支援強化                    | CSWによる関係機関や地域との連携を日頃から充実させることにより、「助けが必要だが声をあげられない方」の情報を得て、積極的にアウトリーチ支援を強化します。また、広報や啓発活動を通じて、身近に相談できる機関としての周知を図ります。                                                                                                                                            |
| 複雑化・複合化した課題に対応できる多機関協働による<br>支援ネットワークの充実 | 個々の分野のみでは解決が難しい課題について、各分野の相談職員等による「重層的支援会議」を開催し、具体的な解決策や役割分担等を考え、多機関による支援を通じて課題解決を図ります。                                                                                                                                                                       |
| 社会とのつながりを作る<br>参加支援の仕組みづくり               | 居場所やネットワークを活かして、ひきこもりや障害、ひとり暮らし等の方が地域社会とつながることができる仕組みづくりを進めます。                                                                                                                                                                                                |



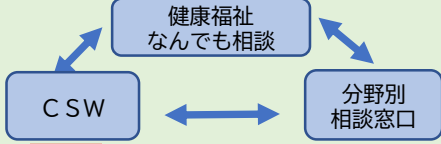
【重層的支援体制整備事業イメージ図】



どこに相談したらいいのかな…

包括的相談支援

健康福祉に関するあらゆる相談を一旦、受け止め、関係機関と連携して課題解決に向けて支援する



連携

一つの相談機関では課題解決が難しいもの

多機関協働

包括的相談支援事業で解決できない複合的課題の支援方針や各機関の役割を確認し、多機関協働による課題解決を図る

重層的支援会議・支援会議

月1回の定例会議のほか必要に応じて開催

子ども

CSW  
(重層担当リーダー)

健康福祉総合相談課

困窮

関係課

構成員：各分野の相談員等

障害

高齢

連携

連携

アウトリーチ等継続支援

ひきこもりの状態にあるなど、課題がありながら自ら支援を求めることが難しい方等、支援ニーズを抱える人や世帯に対して積極的に働きかけ、寄り添った伴走型支援を実施



参加支援

居場所がない・制度の狭間にある方等が社会とつながりをもてる参加活動の場を支援

- ・就労準備
- ・居場所づくり





地域のサロン活動へ参加し、CSWの広報をする様子。

## 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

CSWは福祉のなんでも相談員として、障害者・高齢者・ひとり親など対象や課題に関わらず、相談に応じています。伴走型支援として、一緒に課題整理を行い、解決のきっかけを見つめたり、適切なサービスや支援機関につないだりする「橋渡し役」を担っています。その他、住民主体などで行われているサロン活動等の立ち上げやサポートの相談にも対応しています。

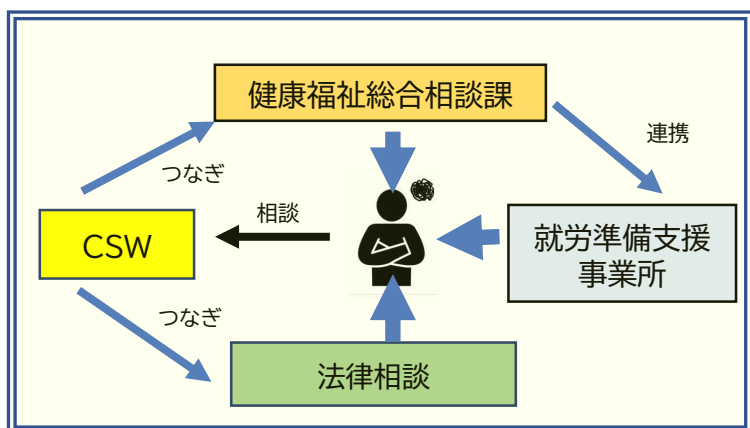
## 【事例紹介】



Aさん(30代)男性

大学を中退した後、引きこもり状態となり、母親と2人で生活をしていたが、数年前に母が体調を崩し、Aさんが介護を行っていたが、2年前に他界した。

母が他界後は、自身の貯金で生活をしていたが、まもなく底をつきそうであり、働きたいが、就労経験がほとんどなく、何から行動して良いか分からない。何とか、解決をしたい。



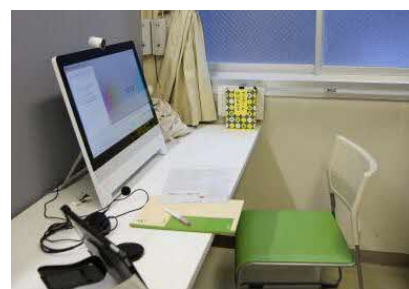
- ①就労に向けて、本人が就労準備支援事業所を利用したいとの申出がCSWにあったため、所管課の健康福祉総合相談課へつながり、利用に向け調整
- ②相続問題の解決に向け、法律相談を調整し、面談に同席



## 【新しい地域拠点の基本的な考え方】

「新しい地域拠点」とは、社会のデジタル化が急速に進み、行政においてもマイナンバーカードを活用した電子申請化が進むなど、将来的には市窓口に来なくとも行政サービスが受けられるようになることが想定される一方、ICT機器等にはなじめないものの、市本庁舎窓口まで行かずに身近な公共施設等において様々な行政サービスや相談支援を受けたいとの、社会構造の変化が著しい時代ならではのニーズに対応するため、デジタル技術を活用し、市本庁舎とオンラインでつながる遠隔相談等を公共施設等において実施することで、実効性の高い包括的な相談・支援サービスを提供し、誰ひとり取り残されない相談・支援の実現をめざすことを目的とし、設置するものです。

なお、「新しい地域拠点」の整備にあたっては、地域の実情や必要性等を鑑みるとともに、「枚方市駅市民窓口センター」での実績や課題等の検証を踏まえ、「行財政改革プラン2024」に書かれた取組である「新しい地域拠点の構築」に基づき進めるものとします。



### 【遠隔PCを用いた取組】

北部支所において遠隔PCを用いて市役所の各課相談窓口と相談ができる運用を実施しました。

## 施策目標2



## 権利擁護のさらなる推進

認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な方は、虐待等の重大な権利侵害を受けていても、声を相談機関等へ届けることができない場合があります。虐待防止に向けた周知・支援や、成年後見制度の利用が必要な方が制度につながるよう、制度周知や支援ネットワークを構築する権利擁護の取組を進め、誰もが安心して暮らせる体制を整えます。また、本人の意志や考えに基づいた最期を迎えられるよう「もしもに備えた」取組の周知や利用を促進します。

| 具体的な取組                             | 説明                                                                                                         |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 虐待等に対する <b>権利擁護</b> のための制度の周知と連携支援 | 高齢・障害・児童虐待やいじめ防止に向けた啓発を行うとともに、各種相談窓口や役割について周知を行います。<br>また、虐待の予兆等を見逃さず、未然防止・早期発見ができるように、支援関係者と連携した支援を行います。  |
| <b>個人の意思を尊重</b> した活動の推進            | 思わぬ事故や病気などによる「もしもへの備え」として、個人の意思を尊重した医療や介護等が受けられるように、「エンディングノート」や「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の活動等を啓発し、推進します。 |

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 【計画策定の趣旨】

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法律に基づき、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国の基本計画」とする)」が、令和4年3月には第二期国の基本計画が閣議決定されました。

第二期国の基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

本市では、第一期国の基本計画を勘案し、令和3年度から令和6年度の4年間を計画期間として、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画(第1期)」を策定しました。今後、第二期国の基本計画に基づき、地域福祉の推進、権利擁護支援体制の充実による「地域共生社会の実現」をめざす必要があります。

### 【枚方市における取組】

「枚方市成年後見制度利用促進基本計画(第1期)」では、「権利と利益を守り、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を基本理念とし、基本理念の実現に向けた、3つの基本目標を立て、制度の理解促進や地域連携ネットワークの構築などに取り組みました。また、計画に基づく取組として、地域連携ネットワークの要となる中核機関「こうけんひらかた」を設置しました。

第二期においては、本地域福祉計画の基本理念「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」を基に、法定後見制度だけではなく任意後見制度を含めた成年後見制度の理解促進、地域連携ネットワークのさらなる強化、成年後見制度の担い手支援、新たな権利擁護支援制度の構築を4つの柱として、権利擁護のさらなる推進を図ります。



| 具体的な取組                      | 説明                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の認知度・理解度向上と適切な制度利用促進  | 市民や支援関係者に対し権利擁護の取組や制度を周知し、成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)についてのさらなる理解の促進を図ります。「こうけんひらかた」等と協力し、成年後見制度だけでなく、本人の意思決定を尊重できる相談支援体制の充実を図ります。また、制度を必要とする方が利用できるよう市長申立ての適切な実施や、申立て費用の助成と後見人への報酬助成を継続して行います。 |
| 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化        | 弁護士会や地域包括支援センター等の相談窓口、民生委員・児童委員等の地域住民による地域連携ネットワークを強化し、地域社会への参加を含めて検討ができる支援機能の充実を図ります。                                                                                                   |
| 成年後見制度の担い手確保と育成・支援          | 成年後見制度の担い手を確保するため、引き続き市民後見人の養成を行います。また、市民後見人、親族後見人、専門職後見人及び法人後見からの相談対応や連携を通じ、意思決定支援に基づく後見事務が行われるよう周知するとともに、不正防止や本人を尊重した支援となるよう、研修会の開催や情報提供などを行います。                                       |
| 身寄りのない高齢者に対する新たな権利擁護支援制度の構築 | 身寄りのない単身高齢者で、民間事業者が提供する日常生活支援、死後事務支援等のサービスを利用することが困難な場合に、十分な資力がなくても利用できるよう、契約に基づく新たな支援制度の構築を図ります。                                                                                        |

### 【ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」】

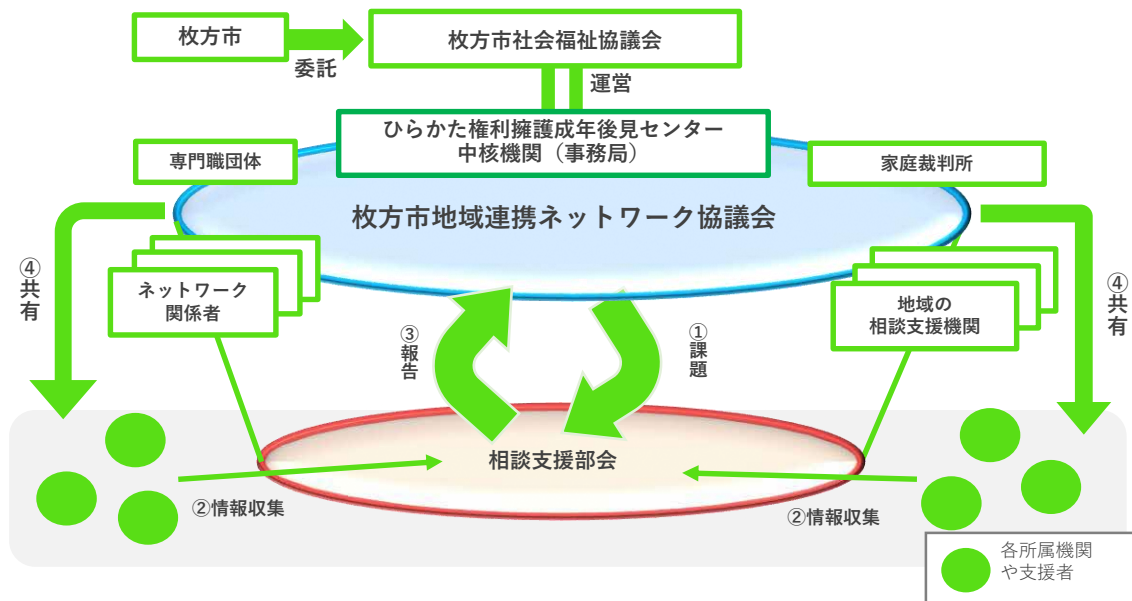
「こうけんひらかた」には、「広報啓発」「相談支援」「後見人支援」「地域でのネットワークづくり」の4つの機能があります。

成年後見制度の理解を深める講演会や支援者向け研修会を開催したり、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援が必要である人に対して、相談対応を行ったりしています。また、相談内容によって弁護士会や司法書士会、社会福祉士会、地域の関係機関等と連携し、本人が安心して生活できるよう支援しています。



出典:「第二期成年後見制度利用促進基本計画」施策の実施状況等(厚生労働省)

## 【図】枚方市地域連携ネットワーク協議会のイメージ図



### 枚方市地域連携ネットワーク協議会

法律・福祉の専門職団体や市内の関係機関が、地域で支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげていけるように、令和3年11月に「枚方市地域連携ネットワーク協議会」という合議体を設置し、連携体制の強化や、協力できる体制づくりを進めています。

#### 取組内容

- ☐ 権利擁護支援に関する施策の情報交換
- ☐ 異なる各団体の役割を理解し連携体制を強化
- ☐ 各団体で考えている権利擁護に関する課題や枚方市全体における権利擁護支援に関する課題の提起・検討

#### 構成団体・機関名

- ・大阪弁護士会
- ・大阪司法書士会
- ・公益社団法人 大阪府社会福祉士会
- ・大阪府行政書士会
- ・枚方市地域包括支援センター
- ・枚方市介護支援専門員連絡協議会
- ・枚方市基幹相談支援センター（障害者相談支援センター）
- ・枚方市民生委員児童委員協議会
- ・枚方市コミュニティ連絡協議会
- ・枚方市医師会
- ・枚方信用金庫
- ・日本郵便株式会社
- ・その他学識経験者

### 相談支援部会



「枚方市地域連携ネットワーク協議会」の構成団体の中から、日々相談支援に携わる職員が集まり、チーム支援を円滑に行える環境づくりや権利擁護に関わる支援方法について協議しています。

#### 取組内容

- ☐ 協議会で提起された課題についての検討や意見交換
- ☐ 部会委員が収集した情報をもとに、実際にどのような支援体制があれば権利擁護支援をより円滑に行うことができるかの検討



## 基本方向2 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

「地域福祉の主角」である住民一人ひとりが、主体的に活動ができるように取組を行います。また、地域活動への関心をもってもらうとともに、地域活動をされている個人や団体がつながるネットワークを構築することで、「共に支え合う地域」づくりの実現をめざします。

### 施策目標1



### 地域で活躍する人が増える環境づくり

少子高齢化や雇用定年の延長による地域への馴染みの低下や、新型コロナウイルス感染症によるつながりの希薄化により、地域住民の地域活動への参加機会が減少しています。市民意識調査でも、「活動へ参加したいが、活動を知らない・参加方法がわからない」という意見が多かったことから、新たに地域活動への参加を呼びかけるとともに、人と活動を結びつけるコーディネート機能を充実するなど、地域で活躍する人が増える環境づくりに取り組みます。また、誰もが参加できる地域の居場所を構築します。

## 重層的支援体制整備事業実施計画

| 具体的な取組                      | 説明                                                                                                     |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世代や属性を超えた<br>地域の居場所づくりの充実   | 高齢者や子育て中の方、子どもの居場所を地域の中で増やし、地域で顔の見える関係性を構築します。また、住民主体による、世代や属性にとらわれない、誰もが気軽に集い、つながりを構築できる地域の居場所を拡充します。 |
| 地域活動への参加の<br>きっかけづくり        | 市民一人ひとりに、地域活動を知ってもらい、参加したいと思ってもらえるよう、地域活動の広報などのサポートを行うほか、地域の福祉活動への理解を深めるためセミナー等を開催します。                 |
| CSWによる地域活動のコーディネート機能強化      | CSWがコーディネーターとなり、住民が主体となる地域活動の充実を図ります。                                                                  |
| 地域活動を進め、支える<br>ボランティアの育成・支援 | ボランティアセンター等と連携し、地域活動の担い手として活動できる人材育成及び活動支援を推進します。                                                      |



### 【カフェ型サロンの取組】

地域に住む住民が気軽に参加できる地域の居場所です。コーヒー等を飲みながら、集まった人同士で自由に語り合っています。

参加者からは「毎回、お友達と来ることが楽しみの1つです」といった声が聞かれました。

【写真】招提校区：だれでもカフェ



地域で信頼されることが  
やりがいに

枚方市民生委員児童委員協議会  
副会長 室田 博子さん  
民生委員・児童委員歴：20年

### 民生委員・児童委員になられたきっかけは？

義母が民生委員をしていたことと、地域のボランティア活動をしていたこともあり、前任の方から声を掛けていただきました。人とお話しするのが好きでしたし、あまり深く考えずに引き受けました。民生委員として行事や会議に出かけることもありましたが、夫の理解もあり、活動しやすかったです。

### 民生委員・児童委員としての活動を教えてください

地域の方の見守りのため訪問して様子を尋ねたり、相談を受けた時は行政や関係機関へつなぐ橋渡し役となったりしています。活動の際は、民生委員として構えるのではなく、一人の住民として自然体でいるように心がけています。また、会議への出席の他、校区福祉委員として“いきいきサロン”や“元気づくり・地域づくりプロジェクト”の活動の企画・運営をしています。地域で心配な人がいると、以前は民生委員が自ら対応しないと いけませんでした。今は、地域包括支援センターやC SWと一緒に動いてくださるので、とても心強いです。

### 民生委員・児童委員の活動でのやりがいは何ですか？

大変なこともありますが、地域の方から感謝の言葉を掛けてもらうと、やりがいを感じます。地震が起きた時、担当地域の高齢者などのお宅へ様子をうかがったところ、「室田さんの顔を見たら、ほっとしたわ～」と言ってもらえ、民生委員をやっている良かったと思いました。登下校の見守りをしていた時も、当時小学5年生の男の子から「来年もしてくれる？」と声を掛けてもらい、とても嬉しかったのを覚えています。そういった積み重ねが、長く続けてこられた理由だと思います。

最初は戸惑うこともあるかもしれませんが、長く続けていくと、地域の方からも信頼されるようになり、民生委員をやっている良かったと思えるようになります。民生委員同士の交流も楽しいですよ。

### 民生委員・児童委員活動のDX化も進めています



民生委員・児童委員活動の負担軽減のため、会議資料の確認や事務局等への問い合わせ、活動報告をインターネットからでもできるように「民生委員なんでもウェブサイト」を作成する取組を行っています。

【写真】校区委員長会でウェブサイトのレクチャーをしています



地域には、高齢者や障害者など、災害が起こった際の避難行動や避難生活において配慮が必要となる要配慮者がいます。東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合も、被災住民全体と比較して2倍程度であったといわれています。また、要配慮者は、直接の被害だけでなく、生活環境が十分に整備されていない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害するケースも多く見られるなど、災害による影響を強く受けることがあります。

災害時における要配慮者の安全の確保に向け、行政だけでなく、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携を深め、協力しながら支援体制の強化を図ります。

| 具体的な取組                                  | 説明                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「避難行動要支援者名簿」の更新・配付                      | 市において、要配慮者のうち、災害対策基本法に基づく一定の要件を満たす方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しており、定期的に名簿情報を更新するとともに、避難支援等関係者に対する情報提供の可否について、避難行動要支援者への意思確認を行ったうえで、適切な名簿の配付を行います。 |
| 「避難行動要支援者名簿」を活用した有効的な避難支援や安否確認の手法の検討・整理 | 避難支援等関係者による、名簿を活用した有効的な避難支援や安否確認を行うための手法について、検討・整理します。                                                                                     |
| 「個別避難計画」作成の推進                           | 要配慮者の避難に必要な情報を記載する「個別避難計画」について、地域による地区防災計画と連携した作成を継続するほか、福祉専門職や要配慮者本人による作成などの取組を検討します。                                                     |
| 要配慮者の避難環境の整備                            | 災害時においても要配慮者が避難生活を円滑におくることができるよう、第1次避難所における「要配慮者スペース」の整備や、福祉避難所の拡充等に努めます。                                                                  |
| 地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ                    | 「自分の命を守る」ためだけでなく、「誰かの命を助ける」ための共助の防災意識を高めることを目的に、若い世代を中心に地域の防災訓練への参加を呼びかける効果的な情報発信を行います。                                                    |
| 企業や団体と連携した災害ボランティアセンターの運営               | 災害時において必要不可欠である、人材・物資・避難場所の安定的な確保に向けて、様々な分野の企業やNPO団体と協定を締結し、災害ボランティアセンターの円滑な運営につなげていきます。                                                   |



#### 【福祉避難所への移送訓練】

本市と協定を締結している一般社団法人大阪タクシー協会の支援を受け、総合防災訓練において、一般避難所から福祉避難所への要配慮者の移送を想定した訓練を実施しました。





地域活動を行う上では、ソフトである活躍する「人」とともに、ハードである活動の「場」が確保されていることが重要となります。

地域活動拠点への支援にあたり、自治会館の建設費用の助成の他、市の所管する施設の活用に向けて、貸室や空きスペースについての情報発信や福祉事業者等と連携した拠点の支援に取り組めます。

| 具体的な取組              | 説明                                                              |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 地域の活動拠点の整備等への助成     | 地域活動を行う上で必要となるハードの充実のため、重要な拠点となる自治会館等の整備などの助成を行います。             |
| 市内施設の活用             | 市内老人福祉センター等の市保有施設における貸室や空きスペースなどの情報を発信し、地域活動の場として活用できるように支援します。 |
| 事業者との連携による地域福祉活動の支援 | 事業者等と連携し、地域にある施設の地域交流スペース等を地域活動の拠点として活用するなど、地域と事業者とのつながりを強化します。 |



【枚方市総合福祉センターの空きスペースでの取組】

枚方市総合福祉センターでは旧売店スペースを活用し、障害福祉サービス事業所による、パン販売を週2回行っています。センターの利用者からも好評で、美味しいパンを求めて賑わっています。障害者の生産活動を知ることができるとともに、地域の人と定期的に交流できる場となっています。

【写真左】

【総合福祉会館(ラポールひらかた)での地域福祉活動】

民生委員・児童委員が主催する子育てサロン“ゆりかご”はラポールひらかたで開催されています。いつも多くの親子連れが参加されており、親同士で情報交換をされたり、民生委員・児童委員に子育て相談をされたりする姿もみられました。【写真右】

ラポールひらかたでは、オレンジカフェなども開催されており、多くの地域福祉活動が実施されています。





## 基本方向3 誰もが支え合い尊重し合える意識づくり

地域では、様々な人が生活しています。誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けていくには、お互いの違いや個性を尊重し合うことが大切です。

誰もが支え合い、尊重し合える意識を根付かせるため、世代を超えた福祉に関する教育に取り組んでいきます。

### 施策目標1



### 福祉意識の向上

地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす誰もが支え合い、尊重しながら生活していくために、地域に住む人々の個性や多様性を認め合うことが必要となります。すべての人が、お互いの人権を尊重し合える、福祉意識の向上や、理解を深められるよう啓発や情報発信を行います。

| 具体的な取組                   | 説明                                                                                                         |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉や人権に関する理解促進に向けた啓発・情報発信 | 障害者差別解消法の施行による合理的配慮の取組を推進するとともに、認知症、こころの病の方、外国人、性的マイノリティなどに対する正しい理解促進に向けた講座やイベントを開催し、人権尊重に基づく福祉意識の向上を図ります。 |
| 事業者等による地域貢献活動の充実         | 社会福祉法人による地域貢献活動や民間企業におけるCSR活動を広く周知することなどにより充実に図り、地域とのつながり等を促進します。また、市内大学生の地域ボランティア活動への参画を推進します。            |
| 市民に向けた福祉講座の充実            | 市職員が地域に伺い、市の活動等をお話する「なんでも、どこでも出前塾」において、人権・福祉・防災等に関する講座を充実すること等により福祉意識の向上に努めます。                             |



#### 【社会福祉法人による様々な地域貢献活動】

枚方市内の社会福祉法人が連携して福祉課題解決に向けた取組を行う「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」が主催する、「福祉なんでも相談会」が市内の商業施設2カ所です年に2回開催されています。相談会では、CSWと各施設の専門職が幅広い相談に応じています。「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」では、市民や施設職員を対象とした研修会等も実施されています。

その他、社会福祉法人の地域貢献活動として生活困窮者レスキュー事業等、地域の福祉ニーズに応じた活動を実践されています。

# 地方再犯防止推進計画

## 【計画策定の趣旨】

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけではなく地方公共団体にもあることが明記されたことから、都道府県及び市町村は「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務があります。

また、令和5年3月に閣議決定した「第二次再犯防止推進計画」では、市町村は保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする、犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年及び非行少年であった者）が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供するよう努めるとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを促進するよう示されています。

## 【再犯防止における現状と課題】

国の刑法犯検挙者数は年々減少してきていますが、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合）は令和5年で47.0%と高い割合となっています。

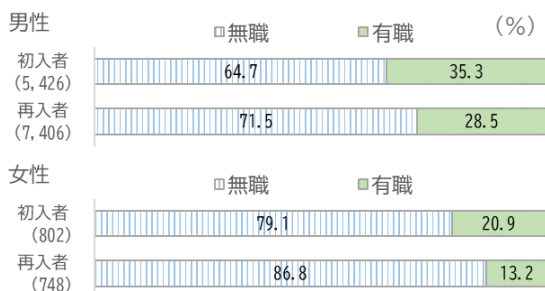
犯罪をした者等も、刑期が終われば施設を出て地域社会で暮らしていきます。犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、薬物依存、障害等、様々な生きづらさを抱えていることもあり、そういった事情を抱えた方々は、出所後も、不安定な就労・住居状況に陥ることが多くなりがちですが、保険医療・福祉的支援が必要でも周囲に助けを求めることができず、社会的に孤立し、結果、再犯率が高い傾向にあります。そのため、再犯を防止するには、刑事施設等の支援だけではなく、地域に暮らす一人の市民として行政等の個別相談支援や地域で支援していくことが必要です。

しかし、市民アンケートにおける、犯罪をした者等の立ち直りへの協力意向は、「あまり思わない」「思わない」が55.1%、「わからない」が31.6%となっており、立ち直りに向けた地域の理解や周知が必要となっています。

本計画では、犯罪から立ち直ろうとする方が社会復帰し、再び犯罪に手を染めることがないように、就労・住居の確保などの個別支援とともに、地域の理解促進を図る具体的な取組を定め、地域共生社会の実現とともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

### 入所受刑者の就労状況別構成比(令和4年)

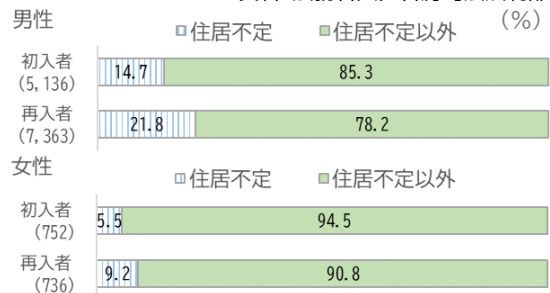
資料：法務省大臣官房司法法制部



- 注 1 犯行時の就労状況による。  
2 「無職」は定収入のある無職者を含む。  
3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。  
4 ( ) 内は実人員である。

### 入所受刑者の住居状況別構成比(令和4年)

資料：法務省大臣官房司法法制部



- 注 1 犯行時の居住状況による。  
2 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。  
3 ( ) 内は実人員である。

| 具体的な取組                           | 説明                                                                                                                                 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援 | 安定した生活を送るために必要となる、就労先・住居の確保、保健医療や福祉に関する適切なサービスの利用に向けて、相談窓口等において犯罪をした者等(犯罪をした者、非行少年及び非行少年であった者)に対して伴走型支援を行います。                      |
| 保護司等の再犯防止への取組の支援                 | 犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える保護司など、更生保護関係者の活動を支援します。更生保護活動の拠点である、更生保護サポートセンターへの運営補助を継続して行い、地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携や犯罪・非行相談の活動を支援します。           |
| 社会を明るくする運動の推進と地域の理解促進            | すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築く「社会を明るくする運動」について、市内施設でのポスター・チラシ配布等による広報活動などを行い、地域の理解促進を図ります。 |
| 再犯防止連絡会の立ち上げの検討                  | 警察署、保護観察所、保護司会等の更生保護関係者、市の関係部署との連携強化を図るため、情報共有や意見交換、課題の検討を行う連絡会の立ち上げを検討します。                                                        |

## 更生保護に関わる団体等

|         |                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護司会    | 保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアです。犯罪をした者等と定期的な面接を行い、助言や就労の手助け、犯罪予防活動等を行います。法務大臣が委嘱し、任期は1期2年で無給です。                                         |
| 更生保護女性会 | 地域の犯罪の予防活動と犯罪をした者等の更生支援活動を行うボランティア団体。子育て支援地域活動や保護観察対象者の社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問等の活動をしています。                                              |
| 協力雇用主会  | 協力雇用主は、保護観察対象者等を積極的に雇用する民間の事業主です。枚方・交野地区では、60以上の事業者が所属しています。                                                                             |
| BBS会    | 「Big Brothers and Sisters Movement」の略で「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちとレクリエーション活動をしたり、悩みの相談に乗ったりするなど、同じ目線の高さで接し、少年たちが健やかに成長するための支援をするボランティア団体です。 |
| 保護観察所   | 犯罪をした者等が更生できるよう指導と支援を行う機関で、地方裁判所の所轄区域ごとに設置されています。                                                                                        |



こころの居場所  
になれるように

枚方・交野地区保護司会  
副会長 高橋 節子さん  
保護司歴：27年

### 保護司になられたきっかけは？

私の父も長年保護司をしており、幼少期から父の保護司としての活動を見てきました。父が体調不良になり、当時の保護司の方からお声掛けいただきました。「果たして自分に務まるのだろうか」との不安もありましたが、人と関わるのが好きだったので、お引き受けしました。

### 保護司としての活動を教えてください

保護司になって27年。20年以上前は対象者が多く、常に10人程の保護観察対象者を担当させていただいていましたが、その後、犯罪数も減少し、今は数人の方との面談を毎月続けています。また、引受人となるご家族とも生活環境の調整をし、更生を図るための指導や支援の話し合いを重ねています。枚方・交野地区保護司会の毎月の定例会をはじめ、研修会や機関との会議、所属する“社会を明るくする運動”の部会にも積極的に参加しています。

### 面接時に大切にしていることはありますか

面接では怒らないように心がけています。怒られると人間、へこんだり、嫌な気持ちになるじゃないですか。対象者を迎え入れ、来てくれたことに「忘れずによく来てくれたね。ありがとう」と感謝の気持ちを伝えることを大切にしています。

あと、「よく聴く」ことです。否定することも結論付けることもせず、そのままを受け止め傾聴します。すると、対象者も自分が話すことで気持ちが落ち着き、頭の中が整理でき、自ら解決方法を見つけてくれます。保護司は立ち直りを見守る更生へのお手伝い役なのです。

### 保護司のやりがいは何ですか？

「よろこび」を共有できることです。“早起きの習慣”のない少年が、早朝の仕事に就くことになり、担当者として起床の「モーニングコール役」を引き受けることになりました。先ずは一日…。一日を無事に勤められたことを誉めて励まして…。そして二日、三日。「一週間も続いたね」と誉めて誉めて…。一カ月も仕事が続き、初めての給料を貰うことが出来た喜び！そして自信！すると家族や周りの目も変わってくる。猛暑を越え、極寒にも耐え、一年が過ぎた頃、保護観察所から通知が届き「もう大丈夫！保護観察は終了！」と、共に喜び合える瞬間が最高なのです！この少年だけではなく保護観察を終了した人たちが、「結婚した」「子どもが生まれた」「給料でスーツを買った。見て！」と嬉しそうに報告に訪ねてくれることが何よりの“やりがい”なのです。



## 施策目標2



## 福祉や地域に関する学びの推進

少子高齢化や核家族化の進行により、子どもは、幼児や高齢者と関わる事が減少しており、学校教育において福祉や家族、地域との関わりについて学ぶことは、福祉を身近に感じてもらうだけではなく、地域で共に暮らす高齢者や障害者など立場の弱い人の権利擁護の観点にもつながるものです。

また、子どもや若者が地域活動や防災活動、自然保護、文化活動など、地域の人々と協力して体験活動に参加することで、自分の住む地域に関心を持つことができます。

大人においても、新たな知識を得ることが、これまで培った経験と掛け合わせり、より豊かな人生を歩むきっかけになることから、福祉の学びを全世代で推進していきます。

| 具体的な取組              | 説明                                                                                                                                            |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉施設や交流の場での福祉の学びの推進 | 介護施設や保育所(園)等での体験学習やボランティア体験、交流イベントなど、様々な機会を福祉の学びの場として推進することで、福祉への関心を持ってもらい、支え合い尊重し合える意識づくりを醸成します。                                             |
| 学校や地域における福祉の学びの推進   | 市内小中学校等において、家族や地域の高齢者、障害者との関わりを学ぶことで、地域や福祉への理解を図ります。<br>また、地域の様々な行事に子どもや若者が参加できるように支援し、様々な世代、立場の人同士が交流することで、互いの知識や経験、考えを共有することで、思いやりの心等を育みます。 |



### 【子ども食堂をきっかけに地域の方との関わりを】

家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすという環境にある子どもたちに対し、食事や学習、団らんを提供する子どもの居場所づくり(子ども食堂)を推進しています。

樟葉西校区こども食堂では、料理の説明や食事の片づけ方法を地域の方々が説明し、中学生がお手伝いをしてくれるなど、子ども食堂が子どもと地域の方が交流する場になっています。【写真左】

### 【枚方いきいき広場】

これからの時代を担う子どもたちの「生きる力」を育む事を目的に、土曜日の学校休業日を基本に実施している児童健全育成事業です。

各小学校区で地域団体等が地域の特色や多様性を生かした体験活動を実施されています。

【写真右】



## 1 枚方市地域福祉計画（第4期）の総括

第4期計画は令和2年度（2020年度）からの5年間を計画期間として、令和2年3月に策定しました。「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」の基本理念のもと、3つの基本方向とそれに伴う9つの施策目標を設定して、地域福祉を推進しました。ここでは、第5期計画の策定にあたり、基本方向ごとに施策の取組実績を抜粋し、総括を行います。



### 基本方向1 誰もが暮らしやすい地域づくり

#### 施策目標 1 包括的な相談支援体制の充実

地域における生活課題が複雑多様化する中、CSWや枚方市地域包括支援センターをはじめとする様々な機関で相談支援を行いました。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援センターには新型コロナウイルス感染症による経済活動の抑制に伴う生活困窮に関する相談が多く寄せられ、貸付事業や住居確保給付金など適切な制度や機関につなぐことができました。

コロナ禍では、相談窓口への来所者数の減少や、関係者との連絡会議等の中止も余儀なくされたものの、オンラインシステムの活用による会議の実施や相談、SNSによる相談など、従来と形を変え、市民ニーズを満たすよう取り組みました。

#### 施策目標 2 福祉施策の充実

分野別福祉計画において、前年度の実績・中間報告のほか、進捗や今後の取組の方向について確認を行いました。

#### 施策目標 3 権利擁護のさらなる推進

成年後見制度に関する制度の周知・啓発をはじめ、成年後見制度審査会を開催し、市長申立を行いました。また、本人の意思決定を支援する取組として人生会議（ACP）について市民や専門職への講座の開催や動画配信により普及啓発を実施しました。

| 事業抜粋                                                                                                                                          | 実績                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <b>『コミュニティソーシャルワーカー配置事業』</b><br>障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要するあらゆる者を対象に、CSWによる見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談・支援の必要な福祉サービスへのつなぎ等を行いました。                       | 相談件数<br>R2:延べ8,999件<br>R3:延べ8,522件<br>R4:延べ6,168件<br>R5:延べ9,469件 |
| <b>『自立相談支援センター』</b><br>生活困窮者からの相談を包括的に受け、自立に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施しています。支援にあたっては、生活困窮者が抱える課題の評価、分析、自立に向けたプランの作成を行い、関係機関等との調整を行う支援会議を実施し、支援を行いました。 | 相談件数<br>R2:延べ4,787件<br>R3:延べ5,389件<br>R4:延べ2,831件<br>R5:延べ2,144件 |



## 基本方向2 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

### 施策目標 1 地域で活躍する人が増える環境づくり

地域福祉を推進していくには、地域に暮らすみんなが地域福祉の主体であることを意識し、多くの人が地域で活躍することが大切です。そのため、『地域で活躍する人が増える環境づくり』として、地域福祉セミナーを開催し、災害時の地域活動等について紹介を行い、地域活動への参加のきっかけづくりを行いました。

地域福祉活動においては、屋外でのサロン活動や分散型での実施など感染症対策を講じる工夫を凝らした活動を、地域住民の方々が主体となり取り組まれました。

### 施策目標 2 コミュニティの活動支援

市内の各地域において、住民の方々が主体となり、特徴や特色を生かした活動に取り組まれている中、活動補助金や広報ひらかたへの記事掲載による情報発信のほか、各地域の取組内容の情報交換の場として代表者会議等を開催しました。

### 施策目標 3 災害時にも助け合える取組みの強化

避難行動要支援者などの支援体制の構築として「災害時要援護者名簿」と「避難行動要支援者名簿」の統合を行い、複数あった災害時要配慮者情報の集約を行いました。その他、防災マップの作成や自主防災組織ネットワーク会議を開催し、市内の自主防災組織間での情報共有等を行いました。

### 施策目標 4 地域の活動拠点への支援

地域活動の拠点となる自治会館の建設助成や、社会福祉法人の高齢・障害・児童施設の専門職とCSWが連携・協力し、地域の交流スペースで出張相談会を開催しました。

| 事業名称                                                                                                                                                                                                                                           | 実績                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>『 校区福祉委員会活動 』</p> <p>高齢者、障害(児)者、子育て中の親子等、地域で自立生活を行う上で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と支え合い・助け合いの活動を小地域で行う体制を構築することを目的に校区福祉活動を支援しました。</p>  <p>【写真(菅原東校区)】</p> | <p>校区福祉活動参加者数<br/>R2:延べ25,494人<br/>R3:延べ25,526人<br/>R4:延べ31,977人<br/>R5:延べ42,144人</p> |
| <p>『 子どもの居場所づくり(子ども食堂)推進事業 』</p> <p>家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事や学習支援、団らんの場の提供を行い、子どもたちを見守る活動(子ども食堂)に取り組む市内の団体に対し、備品購入費などの初期経費や、食材費などの運営経費の補助を行い、子どもの居場所づくりの充実を支援しました。</p>                                                      | <p>補助金交付団体数<br/>R2: 20団体<br/>R3: 19団体<br/>R4: 18団体<br/>R5: 20団体</p>                   |
| <p>『 自主防災組織ネットワーク会議 』</p> <p>市内の自主防災組織間での情報共有及び先進事例の水平展開を目的に、年2回「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」を開催しました。</p>                                                                                                                                                | <p>各校区の自主防災訓練の参加者数<br/>R2: 714人<br/>R3: 1,712人<br/>R4: 4,209人<br/>R5: 5,610人</p>      |

## 基本方向3 誰もが支え合い尊重し合える意識づくり

### 施策目標 1 福祉意識の向上

人権啓発事業をはじめ、障害や認知症に対する正しい理解を深めるための講座・講演会など各種啓発活動を行いました。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対策応援基金」を創設し、多くの個人や法人から寄附をいただきました。

### 施策目標 2 福祉教育の推進

誰もがDVの加害者・被害者にならないように、市内小中学校においてDV予防教育を行いました。福祉施設での介護体験や保育所等での中学生による体験学習や、高校生のボランティア学習を行い、福祉意識の醸成を図りました。



| 事業名称                                                                                                                                                                           | 実績                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <b>『認知症サポーター養成講座』</b><br>認知症になっても地域の中で尊厳を持ち、できるだけ自立した生活を維持し、安心して暮らせるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を目的として、認知症について理解する「認知症サポーター養成講座」を開催しました。また、令和4・5年度には、小学校で「認知症フレンドリーキッズ授業」を実施しました。 | 認知症サポーター養成講座における養成者数<br>R2: 402人<br>R3: 876人<br>R4: 950人<br>R5: 1,881人 |

## 枚方市地域福祉計画（第4期）の総括

### 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

- ▷ 経済活動の自粛や外出自粛による相談窓口への来所者の減少や地域の孤立を防止するために、オンラインシステムの活用等の工夫を行うことで、複雑多様化する市民ニーズにより即した支援ができる足掛かりとなりました。
- ▷ 活動制限の緩和後も、地域の特性を生かした活動等の再開は徐々にされたものの、地域活動・ボランティア活動の自粛や、福祉施設でのボランティア受け入れが一部なくなる状況に陥りました。そのため、地域活動への参加者、担い手の双方の地域離れが進み、活動の空洞化や人と人とのつながりがこれまで以上に希薄化しました。
- ▶▶ 地域共生社会の実現や大規模災害時に備えて、地域活動が果たす役割は非常に大きく、「顔の見える関係性」を再構築し、地域住民の方々が主体となり、あらゆる世代が地域の中で居場所を持てるような活動を継続的に行うことができる仕組みが必要となっています。

### 複合的な課題の解決に向けて

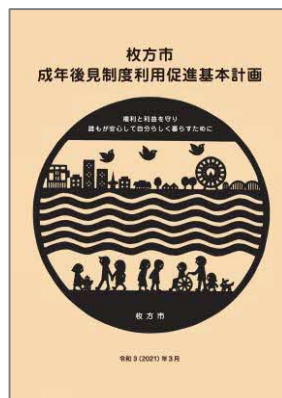
- ▷ 令和4年度に、「重層的支援体制整備事業」が本格実施されたことに伴い、CSWを増員するとともに、多機関協働による重層的支援会議が開催されており、開催回数は増加傾向にあります。
- ▶▶ 誰もが困った際に気軽に相談ができるように、相談窓口の周知及び相談方法の拡充を行うとともに、声をあげることができず孤立している方へのアプローチとして、地域住民等からの相談によるアウトリーチや複合課題を抱える方や世帯への連携支援を強化するなど、“誰ひとり取り残されない社会”に向けた取組を推進する必要があります。

### 今後の地域福祉について

- ▶▶ 福祉や地域活動の次世代の担い手となる若者・子どもも含め、あらゆる世代の福祉意識を向上し、尊重し合える意識を持ってもらえる取組が今後も求められています。また、地域福祉は住民や行政だけではなく、地域のあらゆる社会資源が相互に連携・協力することが重要です。すでにCSWと市内社会福祉法人が連携し商業施設で「福祉なんでも出張相談会」が実施されるなど、社会福祉施設や医療機関、教育機関、NPOなどが地域活動へ参画できる機会が設けられており、さらなる推進が重要となっています。

## 2 成年後見制度利用促進基本計画（第1期）の総括

「成年後見制度利用促進基本計画」は、令和3年度（2021年度）からの4年間を計画期間として、令和3年3月に策定しました。「権利と利益を守り誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の基本理念のもと、「認め合い支え合う地域づくりのための体制整備」「制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用」「制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善」の3つの基本目標を設定し、大きく4つの施策を展開しました。「地域福祉計画（第5期）」へ包含するにあたり、施策ごとの取組実績を抜粋し、総括を行います。



### 施策1 制度の理解促進

令和3年7月に成年後見制度利用推進を担う中核機関として、「こうけんひらかた」を開設し、制度の周知のほか、中核機関を中心とした連携ネットワークを構築・整備しました。成年後見制度に関する周知活動として「寸劇でわかる成年後見制度」を実施するなど、制度への理解が深まるよう、講演会等を実施しました。「こうけんひらかた」のホームページ開設により、遠方に住む親族からの電話相談なども増えつつあり、多様なツールによる制度の理解促進を図る中で、必要な方が制度利用につながるよう広報活動の充実を図りました。

### 施策2 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有する中核機関として、令和3年7月に「こうけんひらかた」を開設しました。また、弁護士会等の専門機関や相談機関、金融機関、地域関係団体等で構成する地域連携ネットワークを設置し、意見交換等を通じて、適切な権利擁護支援が行える取組を進めました。また、下部組織として相談支援部会を設置し、現場での取組状況の共有や情報連携の強化により、支援が必要な人の早期発見と支援につなげることができる体制づくりを図りました。

### 施策3 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大

令和3年度から成年後見制度利用における助成制度を拡充しました。それまでは市長申立てに限り、申し立て費用と後見人等への報酬助成を行っていましたが、経済的な負担を理由に制度利用に至っていなかったケースに対しても助成を可能にするなど、利用促進に向けた取組を行いました。

#### 施策4

### 制度の担い手の確保及び能力の向上

今後の制度需要に対応するため、市民後見人養成をはじめ、フォローアップ研修の実施や新たな受任に向けた活動を推進しました。養成講座受講者から毎年市民後見人バンク登録に至っており、バンク登録者への定期的な情報紙の発行を開始することで、モチベーションの維持向上の取組を行いました。

受任している市民後見人については、専門相談や「こうけんひらかた」による支援を行うことで、本人の意思決定に基づく支援が行えるよう取組を進めました。

| 事業抜粋                                                                                                                                         | 実績                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <b>『市民後見推進事業』</b><br>成年後見制度が必要となった方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、金銭の管理や生活・医療・介護等に関する契約等を、市民の立場で行う後見活動の担い手である、市民後見人の育成を行いました。                     | 新規登録者数<br>R2: 3人<br>R3: 4人<br>R4: 8人<br>R5: 3人  |
| <b>『成年後見制度利用支援事業』</b><br>成年後見市長申立てを行う際、制度を円滑に利用できるよう、審判請求に係る経費の全部または一部を助成。また、生活保護受給者等、後見人への報酬の支払いが困難な被後見人に対し支援金を交付する「成年後見制度利用支援金交付事業」を行いました。 | 交付件数<br>R2: 5件<br>R3: 15件<br>R4: 20件<br>R5: 37件 |

## 成年後見制度利用促進基本計画の総括

### 権利擁護成年後見センターの開設を経て

▶▶令和3年7月に成年後見制度推進を担う中核機関として開設以降、身近な成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する相談窓口として、寄せられた相談に対して丁寧に対応し、ご本人の意思決定支援等を行ってきました。

相談内容によっては、ご本人に寄り添った課題解決策を検討し、解決に導けるような制度運用が求められます。今後も、地域における様々な分野・主体が関わる包括的なネットワークにしていくために、重層的支援体制整備事業などを活用し、多機関連携を深める必要があります。

### 成年後見制度利用における助成制度

▶▶令和3年度から助成制度を拡充し、利用促進に向けた取組を行ってきました。様々な理由で制度利用につながらない方が取り残されることのないよう、引き続き制度の周知を行います。

### 権利擁護支援策の在り方について

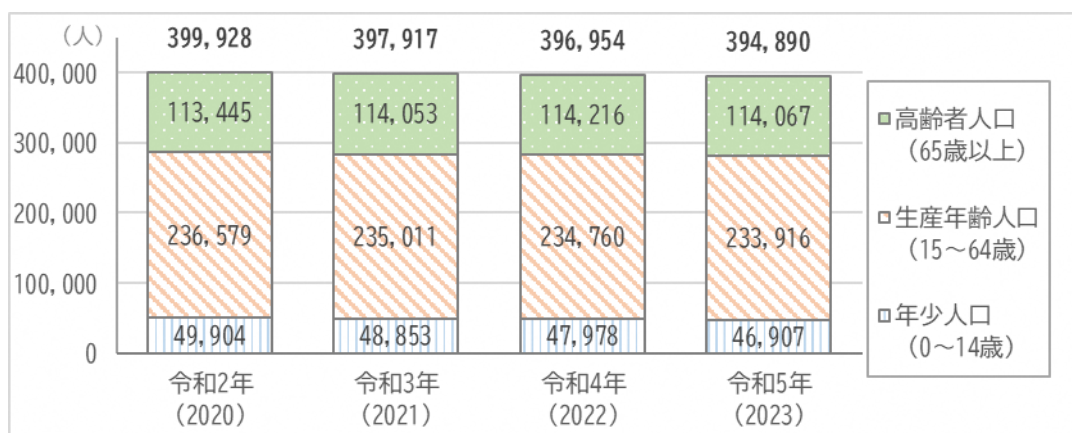
▶▶国の第二期成年後見制度利用促進基本計画のもと、国が新たに令和6年に設置した「地域共生社会の在り方検討会」において、成年後見制度の見直し検討や、成年後見制度以外の新たな権利擁護支援策の検討などが進められており、市としても動向を見ながら検討していく予定です。

## 1 人口統計から見る少子高齢化の現状

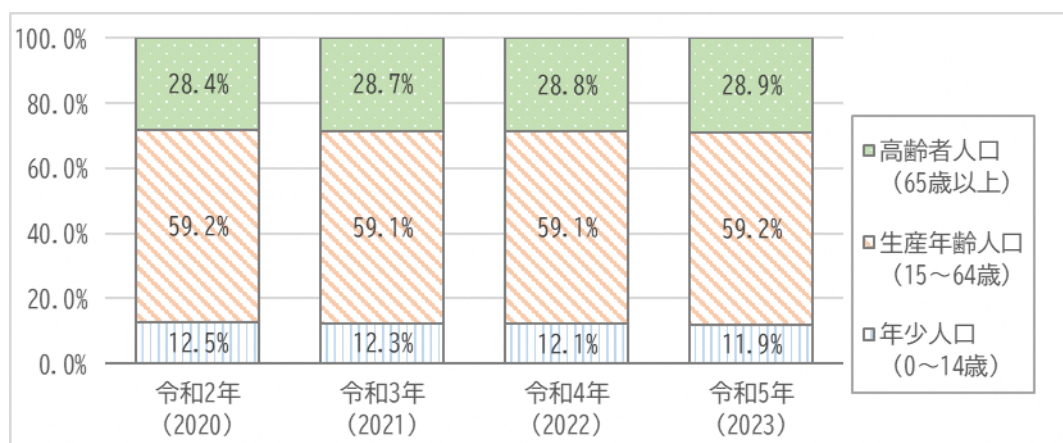
### (1)人口の動向

本市の人口は減少傾向で推移しています。年齢3区分の構成比を見ると、年少人口割合の減少、高齢者人口割合の増加が続いており、少子高齢化の進行が見られます。

■年齢3区分別人口の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)



■年齢3区分別人口構成比の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)

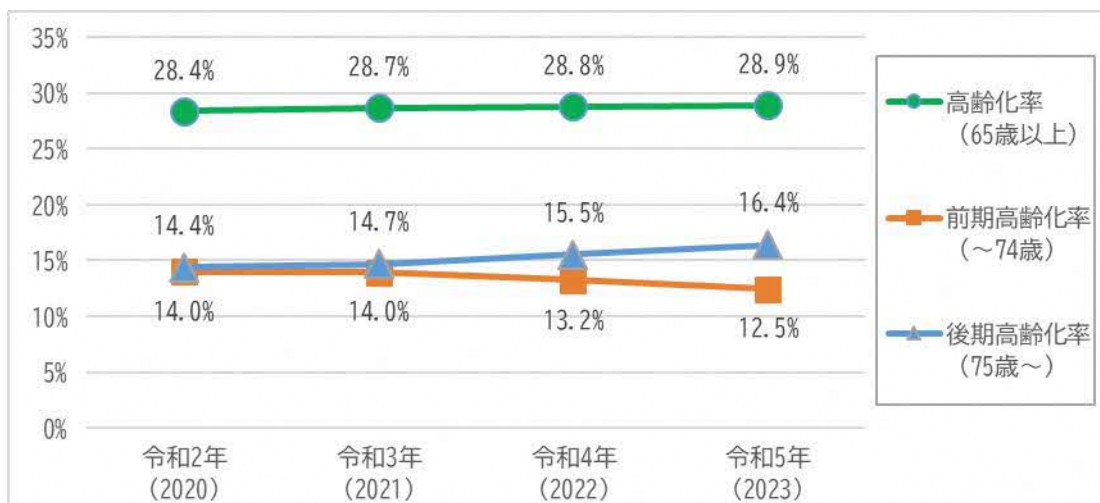




## (2)高齢者に関する動向

本市の後期高齢化率は上昇が続き、令和2年以降、高齢者の半数以上が後期高齢者となっています。

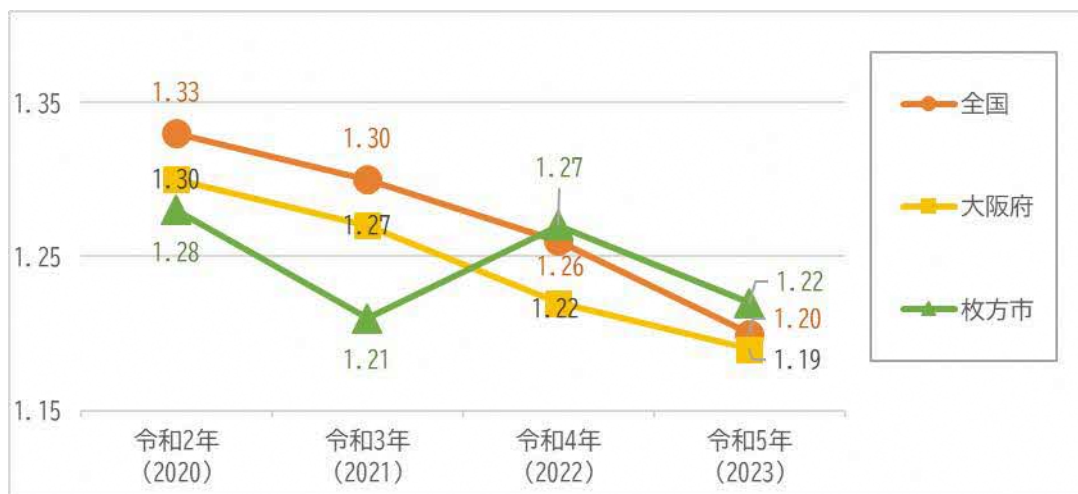
■高齢化率の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)



## (3)子どもに関する動向

国や府での合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す指標)の数値が下がる中、本市における数値は1.2台で推移しています。

■合計特殊出生率の推移(資料:人口動態統計、枚方市統計書各年10月1日)



## (4)外国人に関する動向

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和5年に6,036人と、令和2年から1,478人増となっています。

■外国人人口の推移(資料:市民課)

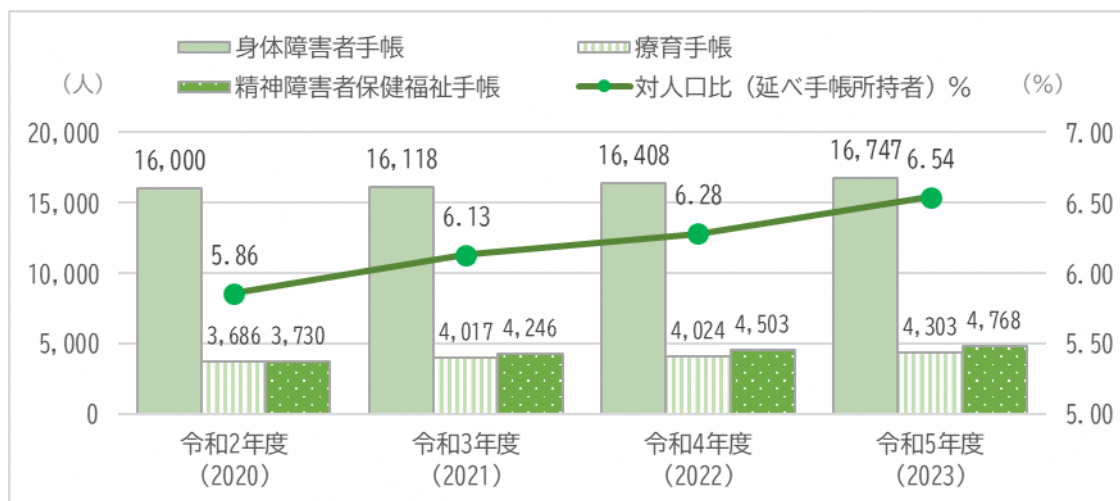


## 2 制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状

### (1)障害者に関する動向

本市の障害者の各手帳所持者数を見ると、いずれも近年増加が続いており、延べ手帳所持者数の人口に対する比率は上昇しています。

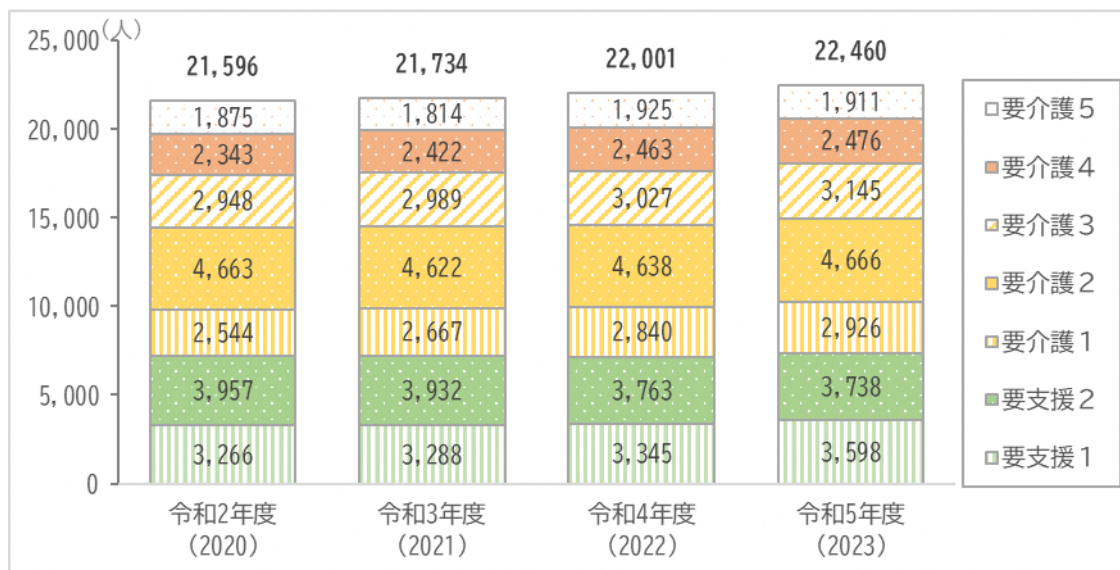
■手帳所持者数の推移(資料:障害支援課)



### (2)要支援・要介護者に関する動向

本市の要支援認定者数、要介護認定者数は増加傾向で推移しています。要介護2が最も多く、次いで要支援2、要支援1が多い傾向にあります。

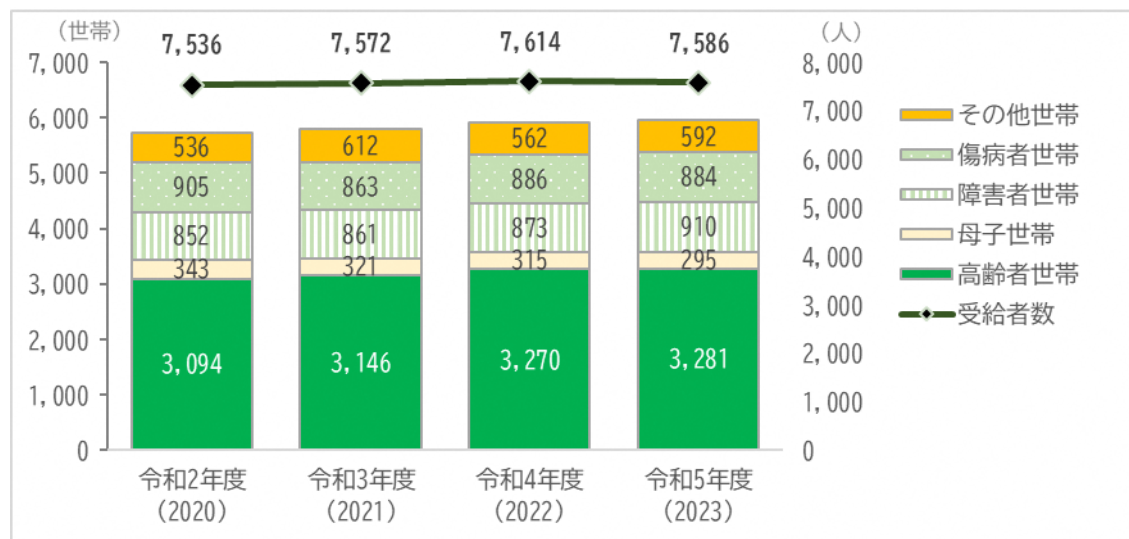
■介護度別・要支援・要介護者数の推移(資料:介護認定給付課)



### (3)生活保護に関する動向

本市で生活保護を受けている人は、近年 7,500人前後と横ばいで推移しており、高齢者世帯が全体の世帯数の半数以上を占めます。

■生活保護受給者数と世帯類型別世帯数の推移(資料:生活福祉課)



### (4)児童扶養手当に関する動向

本市における児童扶養手当の受給者数は減少傾向で推移し、令和5年度は2,790 人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移(資料:医療助成・児童手当課)





### 3 その他の課題について統計からみる現状

#### (1)自殺に関する動向

全国や大阪府と同様、本市の自殺死亡率は、令和元年まで概ね減少していましたが、新型コロナウイルス感染拡大が始まった令和2年から、継続して増加傾向にあります。

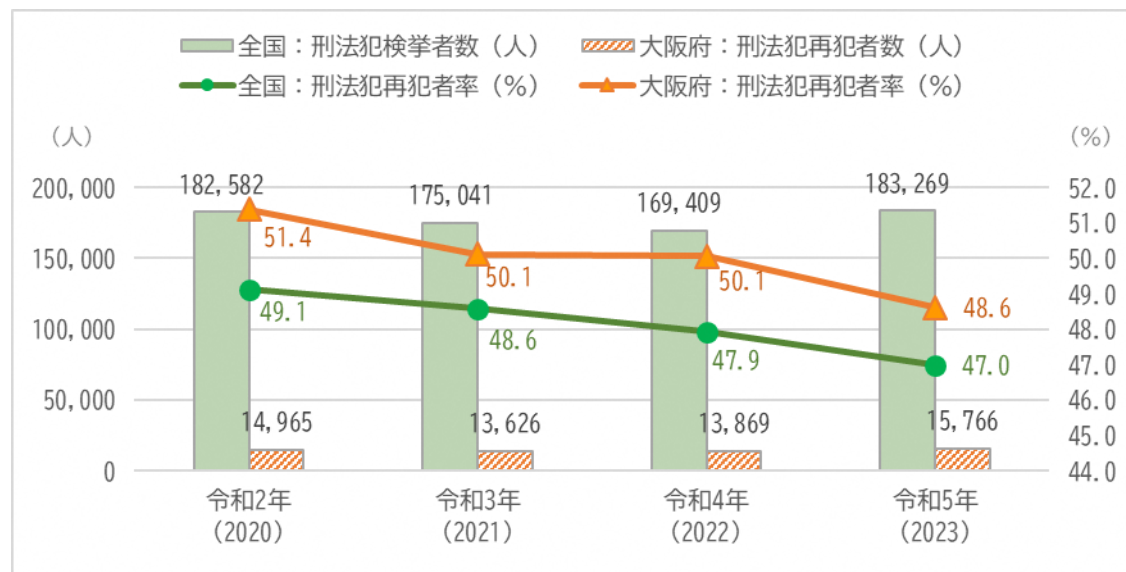
■自殺死亡率の推移(資料:「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省)



#### (2)再犯に関する動向

大阪府で令和5年に犯罪をして検挙された者のうち、再犯者の割合は48.6%と、全国平均より高い傾向です。全国・大阪府ともに再犯率は下がってきています。

■刑法犯検挙者数の再犯者数及び再犯者率(資料:大阪府)



## 4 地域を取り巻く現状

### (1)自治会加入の状況

本市における全世帯の自治会等加入率は、近年、65%前後で微減の傾向で推移しており、令和5年度には64.4%となっています。

■自治会等加入率の推移(資料:市民活動課)



### (2)大学生の状況

本市には大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪工業大学の5つの大学があります。学生数はこの4年間で増加しています。

■市内の大学の学生数の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)



### (3)NPO法人の状況

市内の NPO 法人数は減少傾向です。活動分野は「保健・医療・福祉」が一番多く、次いで「子ども健全育成」が多くなっています。

#### ■NPO法人数の推移(資料:市民活動課)



#### ■令和5年度NPO法人の内訳

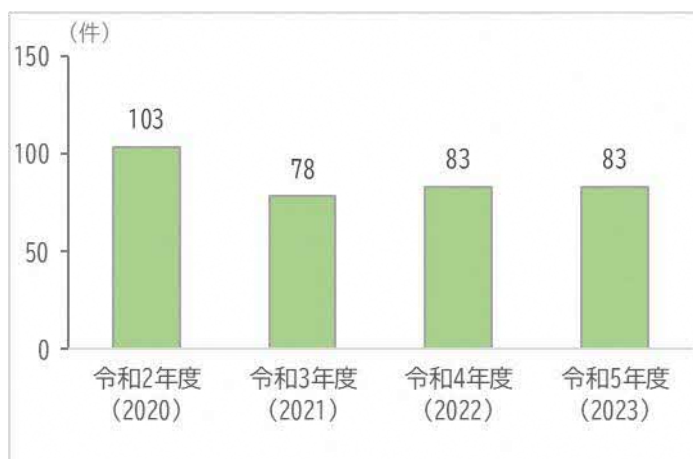
| 活動分野          | 法人数 |
|---------------|-----|
| 保健・医療・福祉      | 70  |
| 子ども健全育成       | 36  |
| まちづくり         | 35  |
| 連絡助言          | 34  |
| 社会教育          | 34  |
| 学術・文化・芸術・スポーツ | 22  |
| 職業能力・雇用機会     | 21  |
| 環境保全          | 19  |
| 人権の擁護・平和の推進   | 11  |
| 経済活動          | 9   |
| 地域安全          | 9   |
| 国政協力          | 6   |
| その他           | 33  |

※活動分野は複数カウントのため合計が総法人数を上回ります。

### (4)ボランティア団体の状況

枚方市社会福祉協議会が運営している「枚方市ボランティアセンター」に登録しているボランティア団体数は、新型コロナウイルス感染症拡大が始まった令和2年から令和3年にかけて減少しました。令和5年度は「演芸・文化・健康」に関する団体が最も多く登録されています。

#### ■枚方市ボランティアセンターの登録ボランティア団体数の推移(資料:枚方市社会福祉協議会)



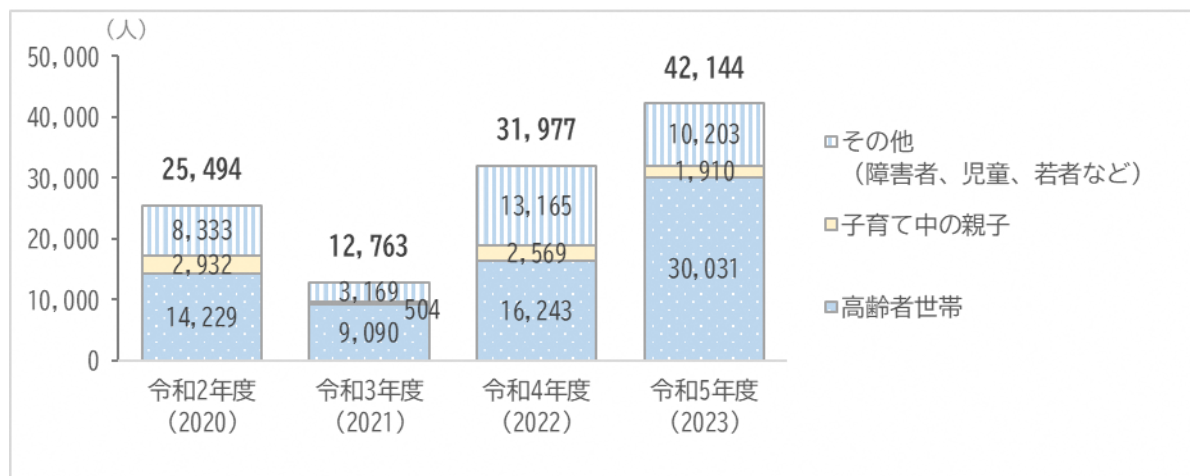
#### ■令和5年度ボランティア団体の内訳

| 区分       | 団体数 |
|----------|-----|
| 演芸・文化・健康 | 66  |
| 点字・音訳・朗読 | 8   |
| 手話・字幕    | 6   |
| 施設・住宅支援  | 3   |

## (5)校区福祉委員会の活動状況

校区福祉委員会活動参加者数は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、サロン活動の休止が相次ぎ、減少しましたが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

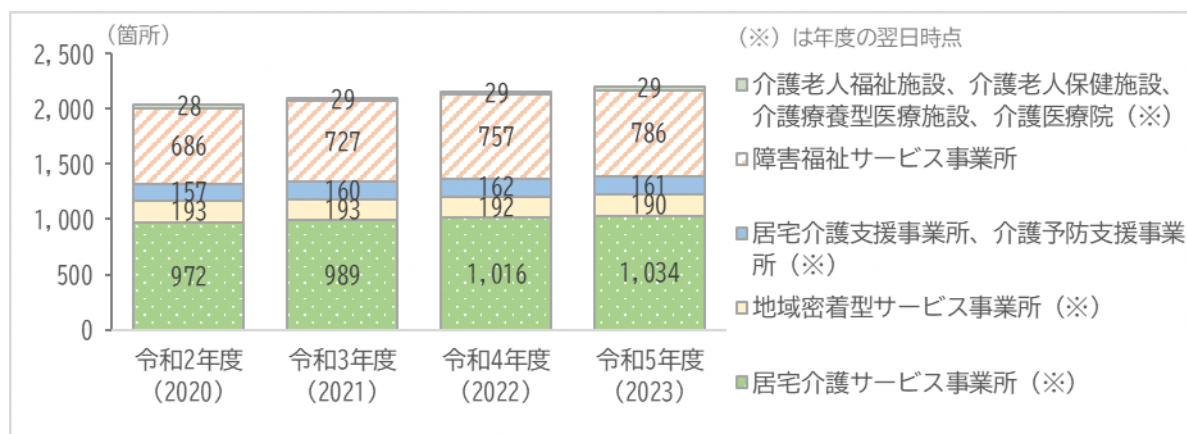
■校区福祉活動延べ参加者人数の推移(資料:健康福祉総合相談課)



## (6)福祉事業所(障害福祉・介護保険)数

市内の福祉事業所は「居宅介護サービス事業所」が最も多く、次に「障害福祉サービス事業所」が多くなっています。どちらの事業所も増加傾向です。

■福祉事業所(障害福祉・介護保険)数の推移(資料:福祉指導監査課)





## 5 主な相談機関における相談の状況

### (1)CSW(コミュニティソーシャルワーカー)への相談

市内2か所に設置している「いきいきネット相談支援センター」のほか市内24か所(令和6年4月時点)で開催する出張相談会でコミュニティソーシャルワーカーによる相談をお受けしています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により相談件数は変動していますが、令和5年度から再び増加しています。また、相談内容としては、年度を通して「生活に関する身近なもの」が多くを占めています。

■コミュニティソーシャルワーカー相談延べ件数の推移  
(資料:健康福祉総合相談課)



■令和5年度相談内容

| 相談内容        | 件数    |
|-------------|-------|
| 生活に関する身近なもの | 1,990 |
| 福祉制度・サービス   | 1,699 |
| 生活費         | 1,036 |
| 健康・医療       | 916   |
| 地域福祉ボランティア  | 804   |
| 住宅・家探し      | 683   |
| 家族関係        | 326   |
| 食料支援        | 274   |
| 子育て・子どもの教育  | 271   |
| ひきこもり・不登校   | 257   |
| 近隣・地域との関係   | 193   |
| 就労          | 181   |
| 債務・家賃・ローン   | 180   |
| 財産管理・権利擁護   | 179   |
| DV・虐待       | 111   |
| 介護          | 54    |
| 仕事上のトラブル    | 19    |
| 消費者被害       | 11    |
| 人権・差別       | 6     |
| その他         | 279   |
| 計           | 9,469 |

### (2)健康福祉なんでも相談

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の自粛から資金貸付制度等への相談件数が増加し、令和2年度～3年度は5,000件以上の相談がありました。令和4年度以降は3,000件台の相談件数となっています。

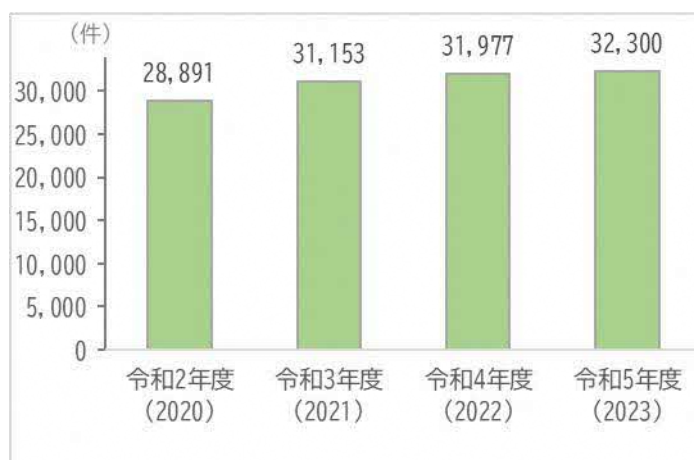
■健康福祉なんでも相談 相談延べ件数の推移(資料:健康福祉総合相談課)



### (3)地域包括支援センターへの相談

市内 13 か所の地域包括支援センターで受けている相談延べ件数は、令和2年度から増加しています。相談内容は「介護・医療相談」が過半数を占めます。

#### ■地域包括支援センター相談延べ件数の推移(資料:健康づくり課)



#### ■令和5年度 相談内容

| 相談内容      | 件数     |
|-----------|--------|
| 介護・医療相談   | 17,556 |
| 一般相談 ※1   | 3,624  |
| 予防給付相談    | 3,578  |
| 介護予防相談    | 1,922  |
| 困難事例相談 ※2 | 1,724  |
| 介護給付相談    | 1,534  |
| 認知症に関する相談 | 1,241  |
| 施設等入所相談   | 468    |
| 虐待相談      | 309    |
| 成年後見相談    | 275    |
| 消費者被害相談   | 69     |
| 計         | 32,300 |

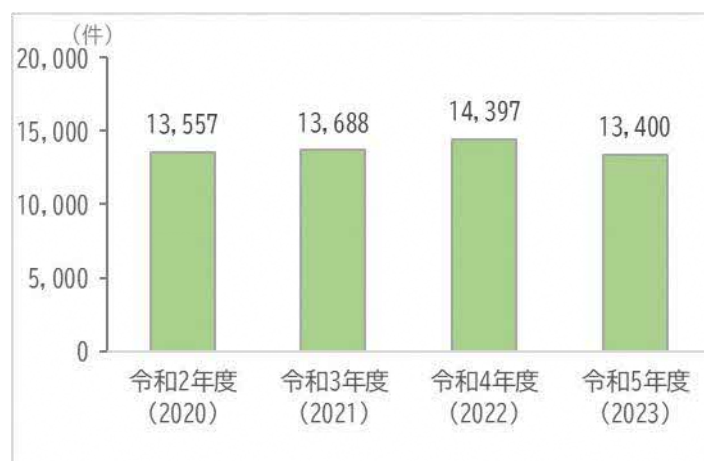
※1 ほかの項目に該当しない相談

※2 多職種・他機関の連携が必要な相談

### (4)障害者相談

市内7か所の基幹相談支援センター・障害者相談支援センターで受けている障害者相談の相談延べ件数は、14,000件前後で推移しており、令和5年度は13,400件となっています。相談内容は、「福祉サービス」が最も多く、「生活技術」「健康・医療」などが続いています。

#### ■障害者相談 相談延べ件数の推移(資料:障害企画課)



#### ■令和5年度 相談内容

| 相談内容       | 件数     |
|------------|--------|
| 福祉サービス     | 4,316  |
| 生活技術       | 1,954  |
| 健康・医療      | 1,726  |
| 家族関係・人間関係  | 1,523  |
| 家計・経済      | 1,106  |
| 不安の解消・情緒安定 | 981    |
| 就労         | 625    |
| 障害や病状の理解   | 519    |
| 社会参加・余暇活動  | 334    |
| 権利擁護       | 141    |
| 保育・教育      | 86     |
| その他        | 89     |
| 計          | 13,400 |

## (5) ひらかた権利擁護成年後見センターへの相談

ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」への相談件数は令和3年に開設以降毎年増加しています。相談内容は「成年後見に関すること」が最も多く、「申立てに関すること」「財産管理関係」が続いています。

■ひらかた権利擁護成年後見センターへの延べ相談件数の推移  
(資料:健康福祉総合相談課)



■令和5年度 相談内容

| 相談内容        | 件数  |
|-------------|-----|
| 成年後見に関すること  | 517 |
| 申立てに関すること   | 176 |
| 財産管理関係      | 89  |
| 任意後見に関すること  | 83  |
| チーム支援       | 68  |
| 権利擁護関係      | 52  |
| 福祉制度・サービス関係 | 32  |
| 身上保護関係      | 31  |
| DV・虐待関係     | 1   |
| その他         | 77  |

※令和3年度は7月から相談開始

## (6) ひとり親相談

まるっとこどもセンターが行うひとり親相談では、ひとり親や離婚前の方のさまざまな不安を受け止めるとともに、各種制度の情報提供など自立にむけた相談に応じています。相談件数は毎年900件前後となっています。

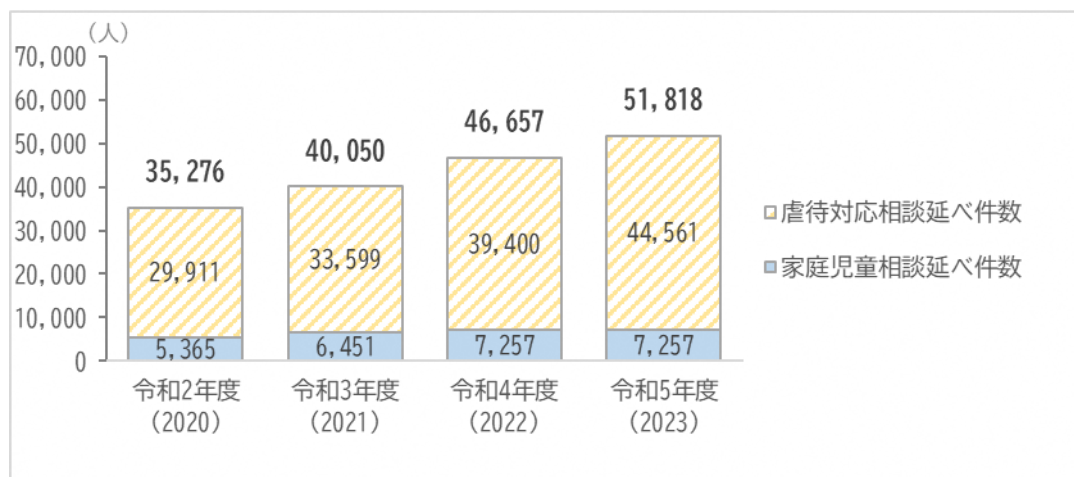
■ひとり親相談 相談延べ件数の推移(資料:まるっとこどもセンター)



## (7)家庭児童相談等

まるっとこどもセンターが行う家庭児童相談及び虐待対応相談の延べ件数は増加傾向で、令和5年度は51,818件となっています。特に虐待対応相談件数については年々増加し、令和2年度と比較すると令和5年度は約1.5倍の実績となりました。

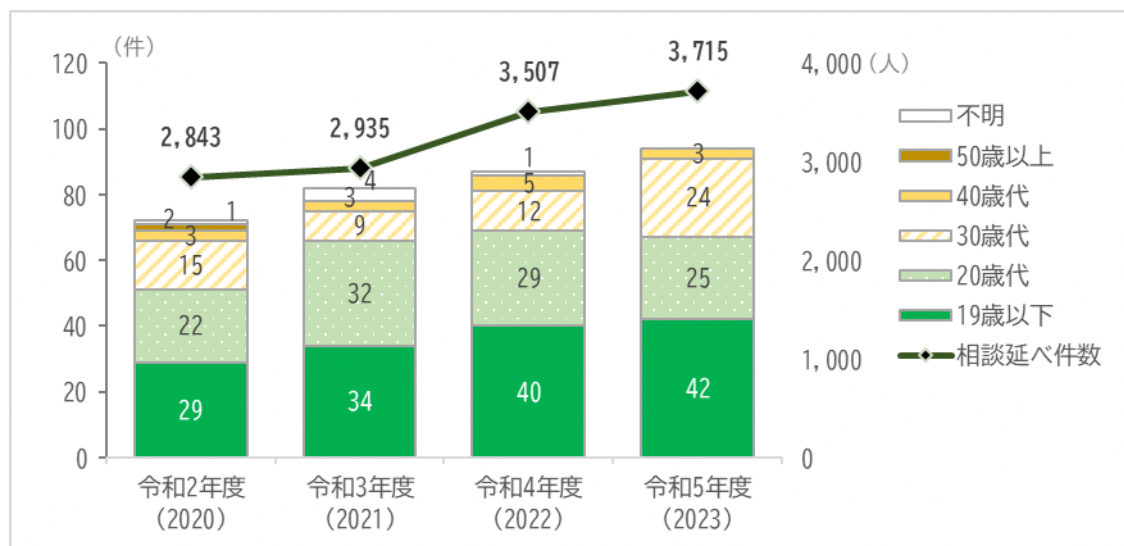
■家庭児童相談 延べ件数の推移(資料:まるっとこどもセンター)



## (8)ひきこもり・子ども若者相談

まるっとこどもセンターが行うひきこもり等・子ども若者に関する相談の延べ件数は、令和2年度から増え続けています。各年度における新規相談の年齢別内訳をみると、19歳以下と30歳代の相談件数が増えています。

■ひきこもり等・子ども若者相談 延べ件数・新規相談年齢別内訳の推移  
(資料:まるっとこどもセンター)





## (9)こころの健康相談

保健所が行うこころの健康相談では、電話、面談、訪問等による延べ件数は、令和3年度以降5,000件台で推移しています。

また、自殺予防対策事業として実施している「電話相談事業(ひらかたいのちのホットライン)」においても相談件数は増えており、令和5年度に1,281件の相談がありました。

### ■こころの健康相談 相談延べ件数の推移(資料:保健医療課)



### ■ひらかたいのちのホットライン 相談延べ件数の推移(資料:保健医療課)



# (10)民生委員・児童委員への相談

民生委員・児童委員への相談延べ件数は、横ばい傾向であり、相談内容は「日常的な支援」が最も多くなっています。

■民生委員・児童委員 相談延べ件数の推移(資料:健康福祉政策課)



■令和5年度 相談内容

| 相談内容             | 件数     |
|------------------|--------|
| 日常的な支援           | 2,716  |
| 子どもの地域生活、教育・学校生活 | 1,269  |
| 住居・生活環境          | 1,011  |
| 健康・保健医療          | 433    |
| 生活費、年金・保険、仕事     | 393    |
| 介護保険             | 355    |
| 住宅福祉             | 349    |
| 家族関係             | 322    |
| 子育て・母子保健         | 191    |
| その他              | 3,544  |
| 計                | 10,583 |

本計画の策定にあたり、生活上の課題や地域での活動についてなど、地域福祉に関する市民の意識や現状などを把握するため、市民意識調査として『「地域福祉」に関する市民アンケート調査』を次のとおり実施しました。

**① 調査対象**

本市に在住の18歳以上の方 3,000人を無作為抽出

**② 調査方法**

郵送またはアンケート専用サイト(Logoフォーム)

**③ 調査期間**

令和6年1月18日から2月16日

**④ 回収結果**

- ・配布数 3,000人
- ・有効回答数 1,356人（有効回答率45.2%）

**⑤ 調査項目**

- (1)回答者ご自身のことについて
- (2)お住まいの地域での生活について
- (3)地域活動やボランティア活動について
- (4)防災の取組について
- (5)成年後見制度について
- (6)再犯防止について
- (7)これからの地域福祉について

**図表中の表示について**

- n(number of case)は、有効標本数(集計対象者総数)を表します。
- 図表の右上または右下の( )で質問形式を次のように表します。
  - ・MA%:選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する質問
  - ・3LA%:選択肢の中からあてはまるものを3つまで選択する質問
  - ・特に断りが無い%:選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する質問

# (1)回答者ご自身のことについて

問1 あなたの性別について(○は1つ)

| 【性別】            | 女性   | 男性   | 回答しない | 男性、女性では<br>答えられない | 無回答 |
|-----------------|------|------|-------|-------------------|-----|
| (%)<br>(n=1356) | 58.0 | 39.5 | 1.8   | 0.2               | 0.6 |

問2 あなたの年齢について(○は1つ)

| 【年齢】            | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳以上 | 無回答 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| (%)<br>(n=1356) | 6.9    | 10.0   | 12.6   | 17.1   | 15.6   | 22.8   | 14.5  | 0.6 |

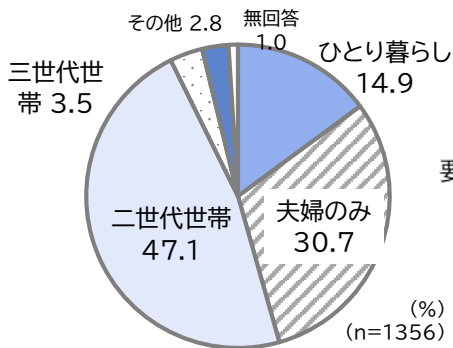
問3 現在のあなたの職業について(○は1つ)

| 【職業】            | 自営業(農業を含む) | 正社員・フルタイム勤務 | パートタイム勤務・アルバイト | 学生  | 家事専業 | 無職(学生、家事専業を除く)・求職中 | その他 | 無回答 |
|-----------------|------------|-------------|----------------|-----|------|--------------------|-----|-----|
| (%)<br>(n=1356) | 5.2        | 28.3        | 16.2           | 2.8 | 22.1 | 17.8               | 6.3 | 1.3 |

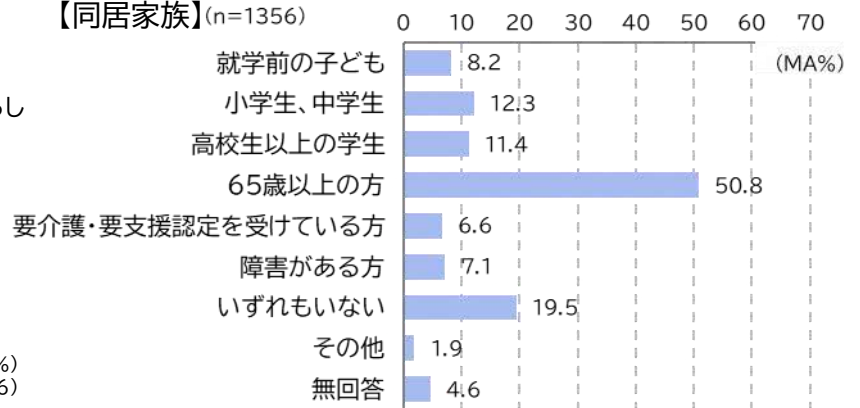
問4 現在同居されている家族構成について(○は1つ)

問5 同居家族の中に、次のような方はいますか。(○はいくつでも) ※本人含む

【家族構成】



【同居家族】(n=1356)



問6 あなたは、枚方市内のどちらにお住まいですか。(自由記述を集計)

| 【居住地域】          | 北部地域 | 中部地域 | 東部地域 | 南部地域 | 無回答 |
|-----------------|------|------|------|------|-----|
| (%)<br>(n=1356) | 26.0 | 19.5 | 22.3 | 29.6 | 2.5 |

問7 現在のお住まいについて、どれにあてはまりますか。(○は1つ)

| 【居住形態】          | 持ち家(一戸建て) | 持ち家(分譲マンション) | 借家(一戸建て) | 借家(賃貸マンション) | 公的住宅(市営・府営) | その他 | 無回答 |
|-----------------|-----------|--------------|----------|-------------|-------------|-----|-----|
| (%)<br>(n=1356) | 64.5      | 15.4         | 2.1      | 10.5        | 4.3         | 2.2 | 1.0 |

問8 現在のお住まいに住んで何年になりますか。(○は1つ)

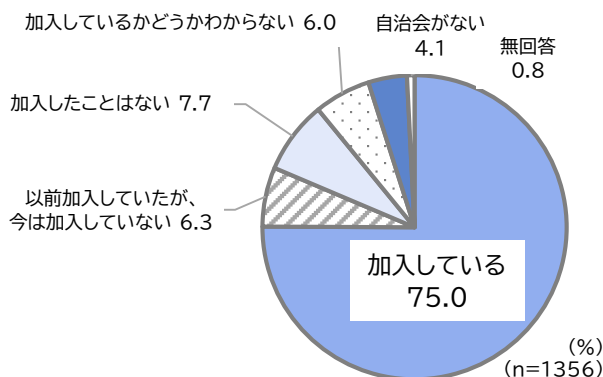
| 【居住年数】          | 1年未満 | 1～2年 | 3～5年 | 6～10年 | 11～20年 | 21年以上 | 無回答 |
|-----------------|------|------|------|-------|--------|-------|-----|
| (%)<br>(n=1356) | 2.7  | 4.9  | 8.3  | 8.7   | 23.5   | 51.2  | 0.7 |



## (2)お住まいの地域での生活について

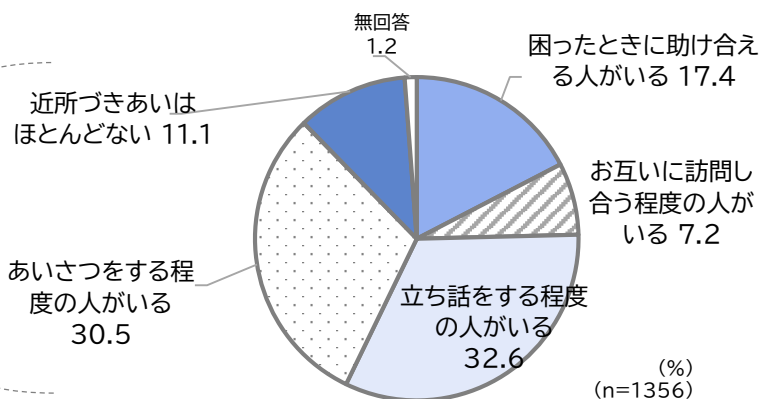
問9 あなたの世帯の自治会への加入状況について、どれに当てはまりますか。(○は1つ)

### 【自治会への加入状況】



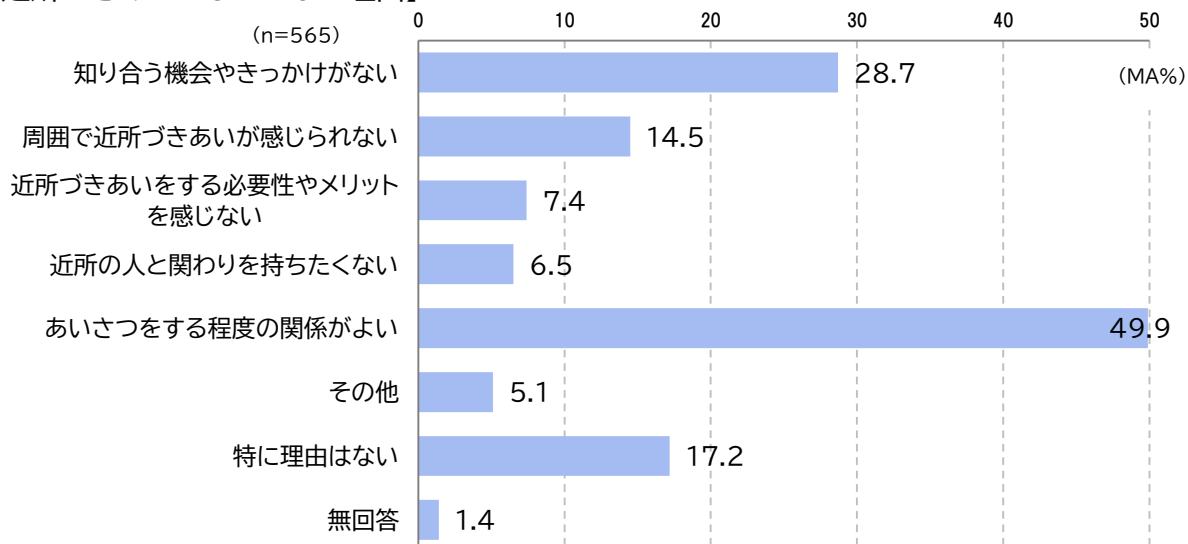
問10 あなたはふだん、近所の方との程度おつきあいをしていますか。(○は1つ)

### 【近所づきあいの程度】

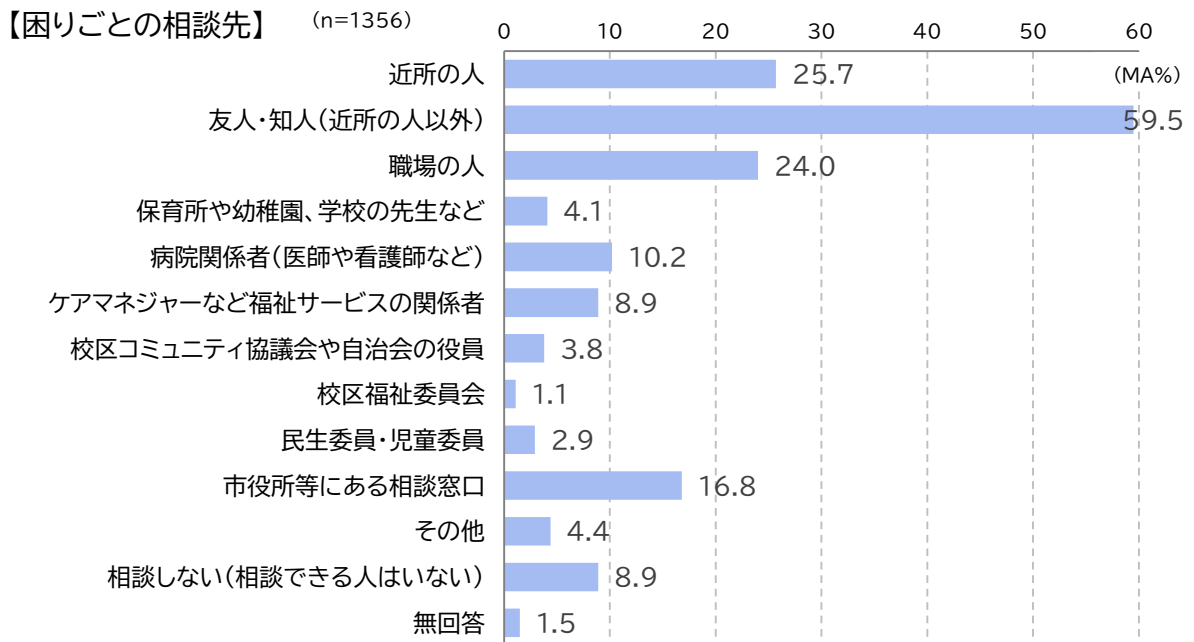


問10-1 そうお答えになった理由は何ですか。(○はいくつでも)

### 【近所づきあいをしていない理由】



問11 日々の生活において特に困ったことがあった場合、あなたは、家族や親戚以外では、だれ(どこ)に相談をしますか。(〇はいくつでも)



問12 もしも、身近に次の〔1〕～〔7〕のようなことがあった場合、あなたはどこに連絡・相談しようと思いますか。(〇はそれぞれいくつでも)

【場面別の通報先】

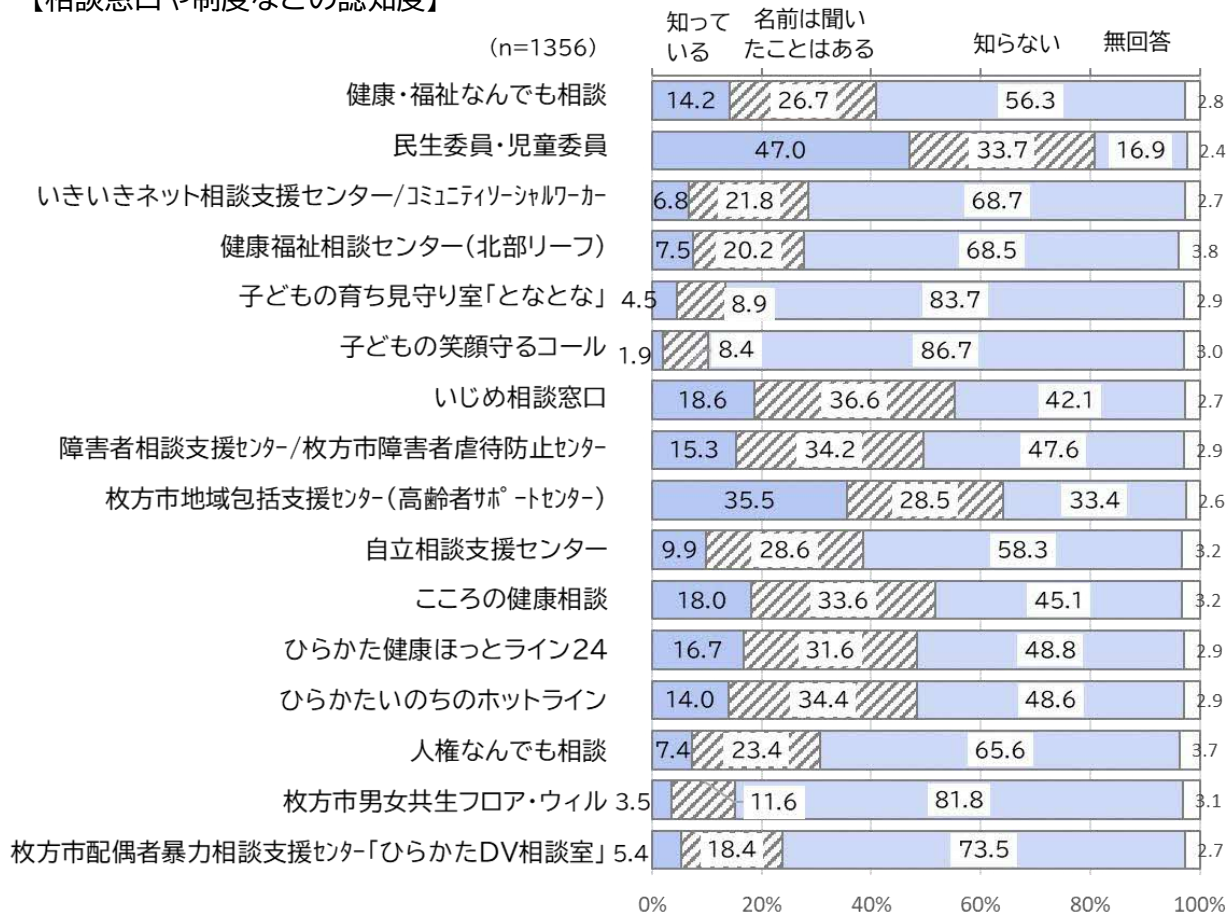
| 【場面別の通報先】 |                                               | 連絡・相談する先 |         |         |          |             |           |       | 連絡・相談する計 | いどこに相談しない | 誰かがすると思わない | 他人が連絡・相談するべきことではない | 無回答 |
|-----------|-----------------------------------------------|----------|---------|---------|----------|-------------|-----------|-------|----------|-----------|------------|--------------------|-----|
|           |                                               | 治会       | 校員協議会や自 | 民生委員・児童 | 社協委員会・福祉 | 支援センター・地域包括 | 市役所・児童相談所 | 警察・交番 |          |           |            |                    |     |
| 各n=1356   |                                               |          |         |         |          |             |           |       |          |           |            |                    |     |
| [1]       | 近所で子どもが虐待を受けているのではない                          | 10.3     | 15.0    | 3.0     | 41.9     | 45.1        | 2.9       | 83.9  | 8.6      | 2.3       | 1.7        | 3.7                |     |
| [2]       | 近所で高齢者が虐待を受けているのではない                          | 9.7      | 14.6    | 9.3     | 28.8     | 45.9        | 2.7       | 80.5  | 11.1     | 2.4       | 2.0        | 4.3                |     |
| [3]       | 近所でひとり暮らしのお年寄りをしばらく見かけないが、家の中で倒れているのではない      | 17.6     | 15.2    | 3.6     | 13.3     | 46.7        | 4.3       | 77.9  | 11.3     | 3.8       | 2.7        | 4.6                |     |
| [4]       | 認知症だと思われるお年寄りが徘徊している                          | 10.4     | 10.6    | 4.8     | 13.0     | 64.0        | 2.4       | 84.6  | 6.9      | 3.0       | 1.5        | 4.2                |     |
| [5]       | 障害や病気、経済的問題など、何らかの困難を抱えた家庭があり、地域から孤立しているようで心配 | 11.9     | 17.5    | 11.1    | 26.6     | 7.9         | 1.6       | 59.4  | 23.6     | 5.0       | 7.9        | 4.9                |     |
| [6]       | 不審な人が学校周辺や地域をうろついている                          | 10.4     | 2.1     | 0.9     | 3.6      | 84.6        | 2.7       | 90.3  | 2.9      | 2.1       | 0.8        | 4.2                |     |
| [7]       | 近所の人やDVを受けているのではない                            | 7.0      | 6.3     | 2.6     | 13.3     | 54.7        | 2.3       | 71.7  | 16.2     | 3.7       | 4.1        | 4.9                |     |

(MA%)

(MA%)

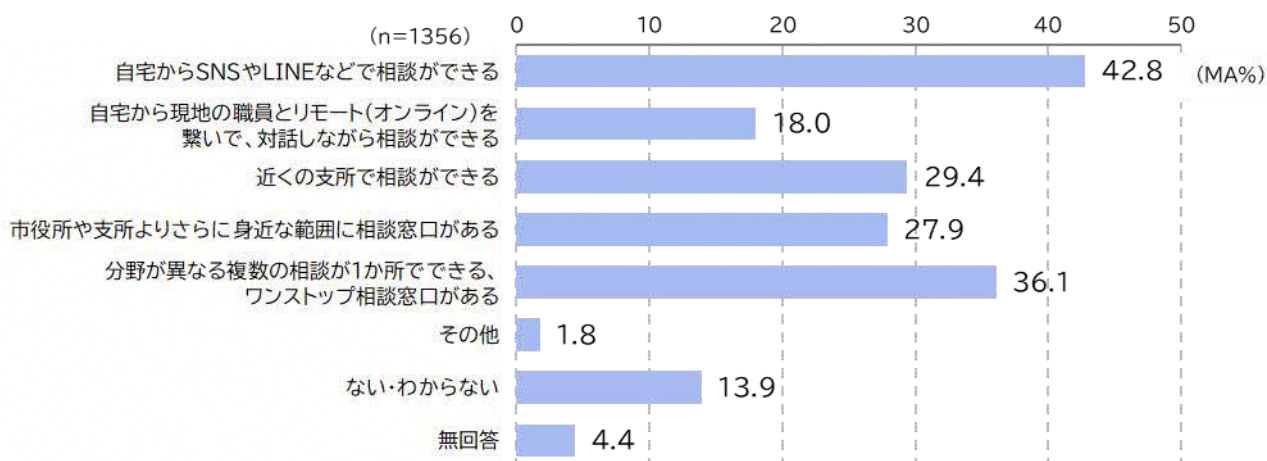
問13 次の相談窓口や制度などについて、あなたが知っているものはありますか。  
(○はそれぞれ1つずつ)

【相談窓口や制度などの認知度】



問14 前の質問にあるような相談窓口で相談したい時に、あったら便利と思うしくみはありますか。(○はいくつでも)

【あったら便利と思うしくみ】



### (3) 地域活動やボランティア活動について

**地域活動：**

このアンケートでは、地域で開催される夏祭りや清掃活動などのイベントに参加し、地域でのさまざまな世代の方々とつながりを持つことや自治会の活動など地域が抱える課題解決への取組を行うことなどを指します。

**ボランティア活動：**

このアンケートでは、自分の興味や関心、自分の時間や生活に合わせて参加できる活動のことを指します。  
有償・無償は問いません。

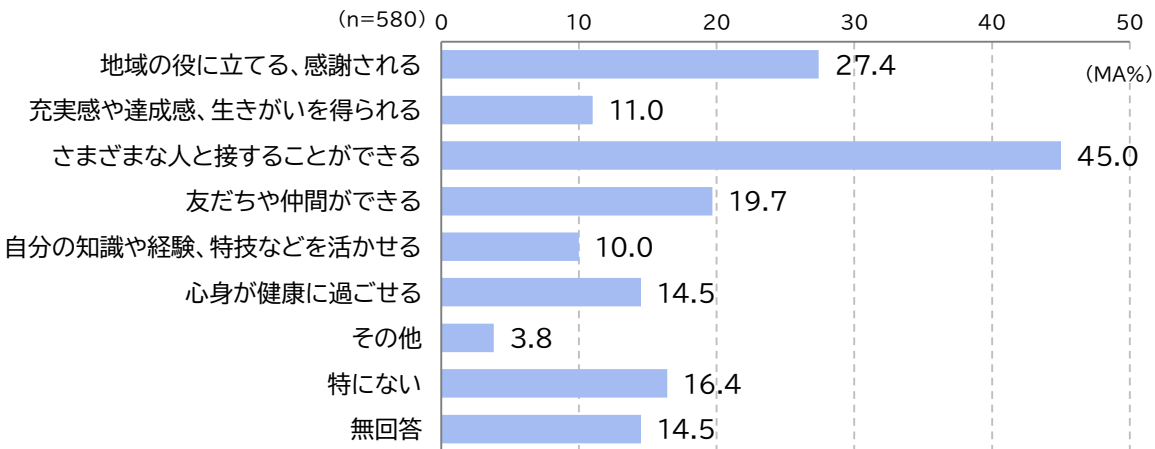
問15 以下の選択肢にあるような、地域活動やボランティア活動への参加の状況についてお聞きします。どの程度参加されているかをそれぞれお知らせください。(○は1つずつ)

**【地域活動等の参加状況】**

|                                              | 毎週<br>参加し | 毎月<br>参加し | 年に<br>数回<br>参 | 参加<br>してい | 無<br>回答 |
|----------------------------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|---------|
| 各n=1356                                      |           |           |               |           |         |
| [1] 校区コミュニティ協議会・自治会の活動やお手伝い(地域行事やお祭りなどのイベント) | 0.5       | 2.4       | 27.3          | 66.2      | 3.6     |
| [2] 高齢者への支援活動(声かけ等の見守り活動やサロンなど)              | 0.4       | 1.5       | 2.4           | 91.7      | 4.0     |
| [3] 子どもへの支援活動(声かけ等の見守り活動や子ども食堂など)            | 0.4       | 0.6       | 3.5           | 91.7      | 3.8     |
| [4] 保育・子育てに関する活動(一時預かりや交流会)                  | 0.2       | 0.4       | 1.7           | 93.8      | 3.8     |
| [5] 障害のある方への支援活動(交流会や手話通訳、点訳など)              | 0.2       | 0.5       | 1.0           | 94.3      | 4.0     |
| [6] サークル活動などへの支援、指導                          | 0.7       | 1.2       | 2.4           | 91.4      | 4.2     |
| [7] 道路や公園などの清掃活動                             | 0.4       | 1.3       | 22.4          | 72.3      | 3.6     |
| [8] 防災、防犯、交通安全などの活動(パトロールなど)                 | 0.2       | 1.0       | 9.4           | 85.2      | 4.2     |
| [9] その他                                      | 0.5       | 0.6       | 1.6           | 47.2      | 50.1    |
| [1] ~ [9] のいずれか参加している活動がある                   | 42.8      |           |               |           |         |

問15-1 実際に活動に参加してみて、よかったと思えることは何ですか。(○はいくつでも)

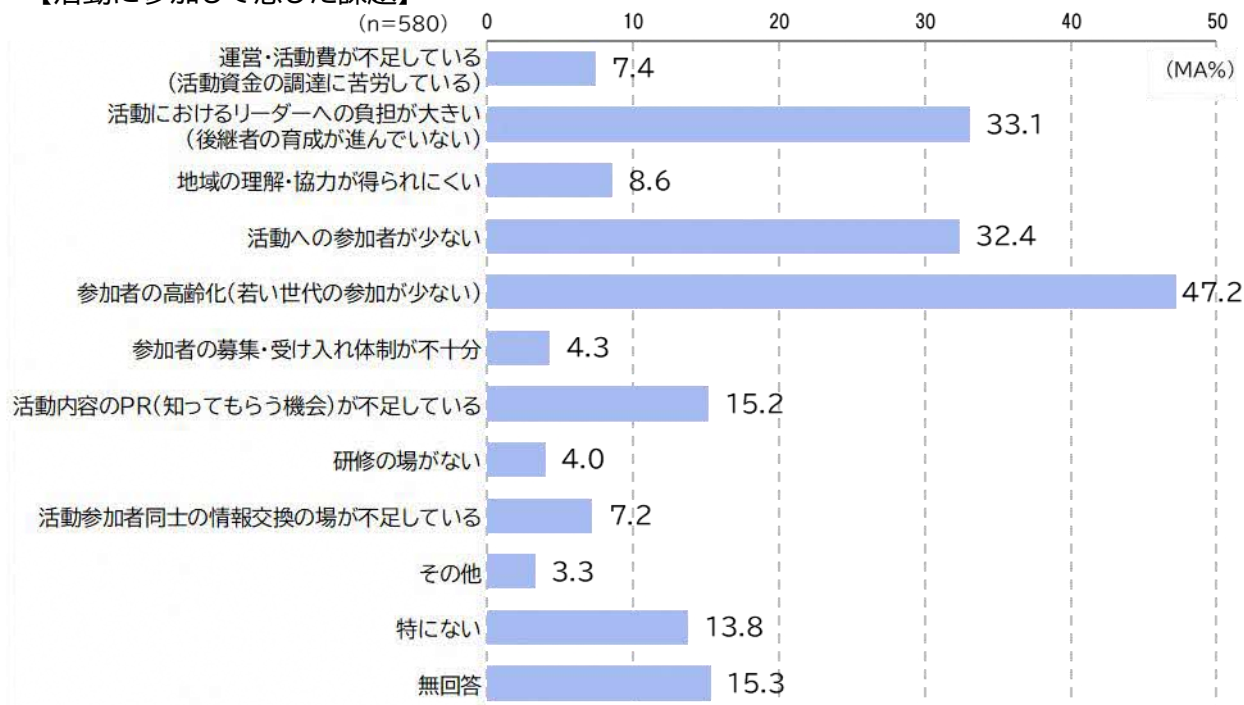
**【活動に参加してよかったと思えること】**





問15-2 活動に参加するなかで、現状の課題としてどういったことを感じますか。  
(○はいくつでも)

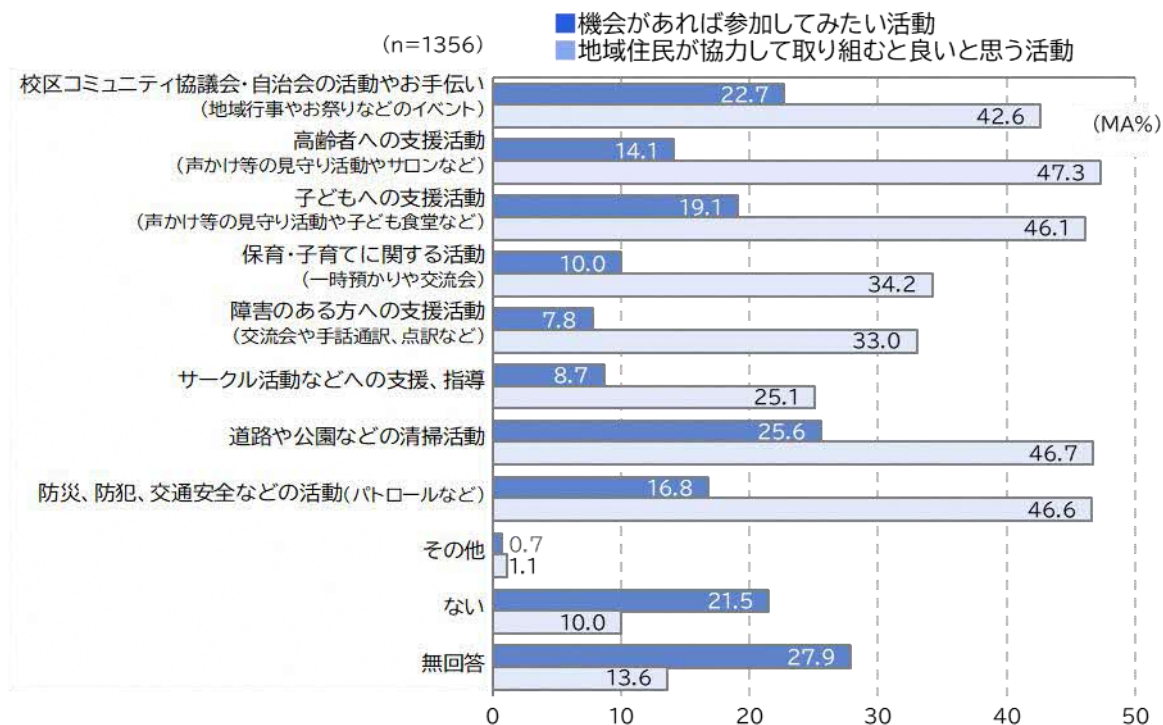
【活動に参加して感じた課題】



問16 以下の選択肢にあるような、地域活動やボランティア活動について、あなたのお考えをお聞きます。(○はいくつでも)

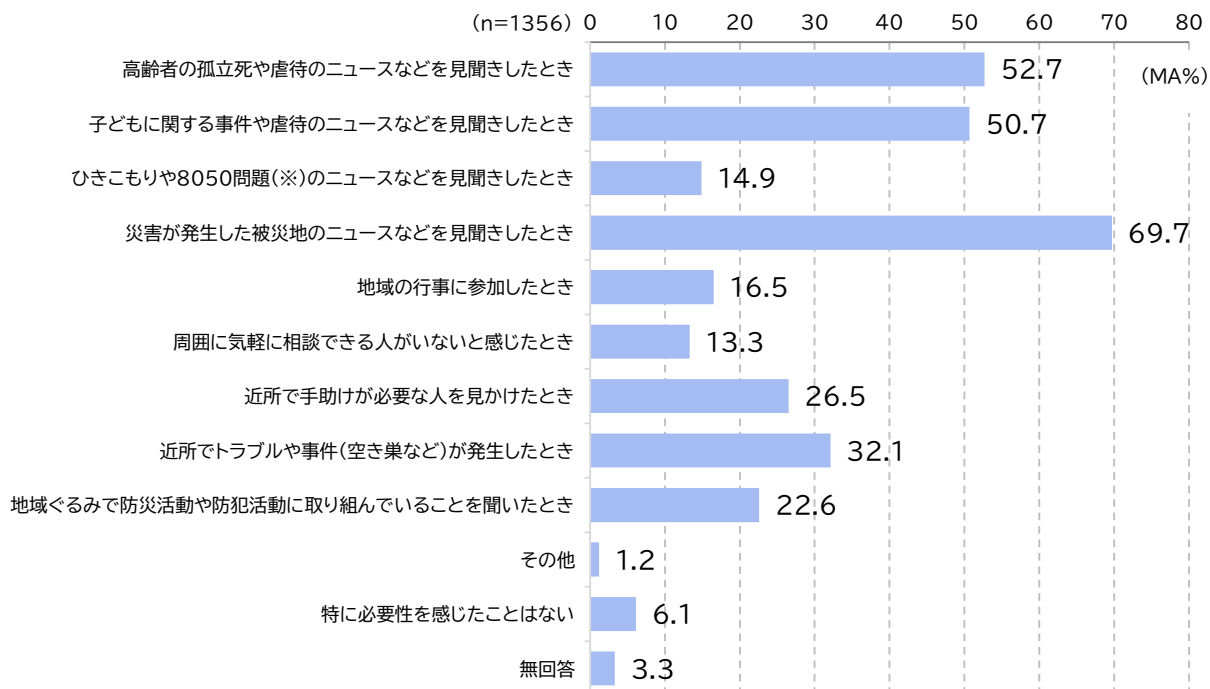
- ①参加しているかどうかに関わらず、今後機会があれば参加してみたい活動  
②あなたが参加したいかどうかに関わらず、地域住民が協力して取り組むと良いと思う活動

【活動してみたい活動と、住民が取り組むべき活動】



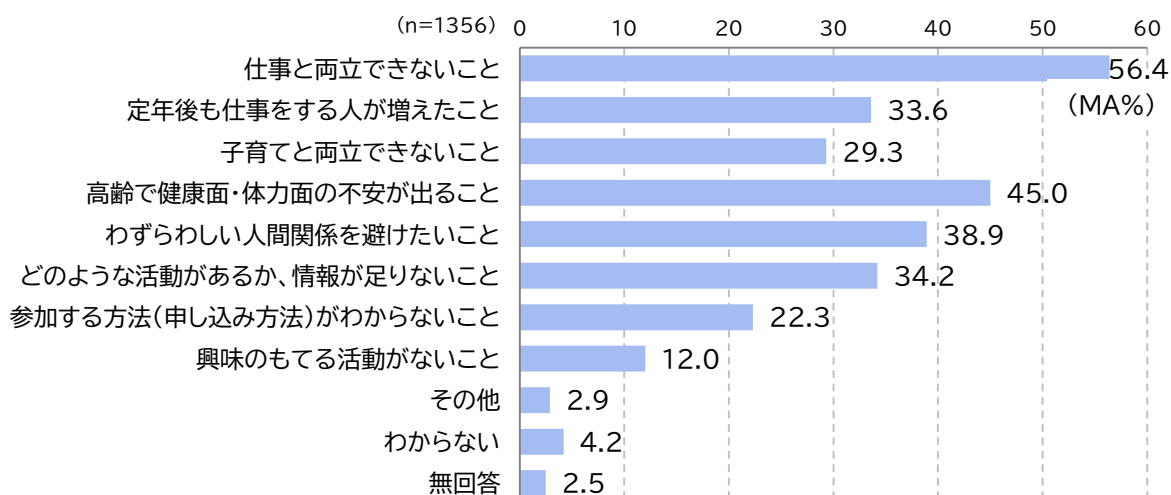
問17 あなたが、「地域の関わり合いが必要だ」と感じるのはどのようなときですか。  
(〇はいくつでも)

【地域の関わり合いが必要と感じるとき】



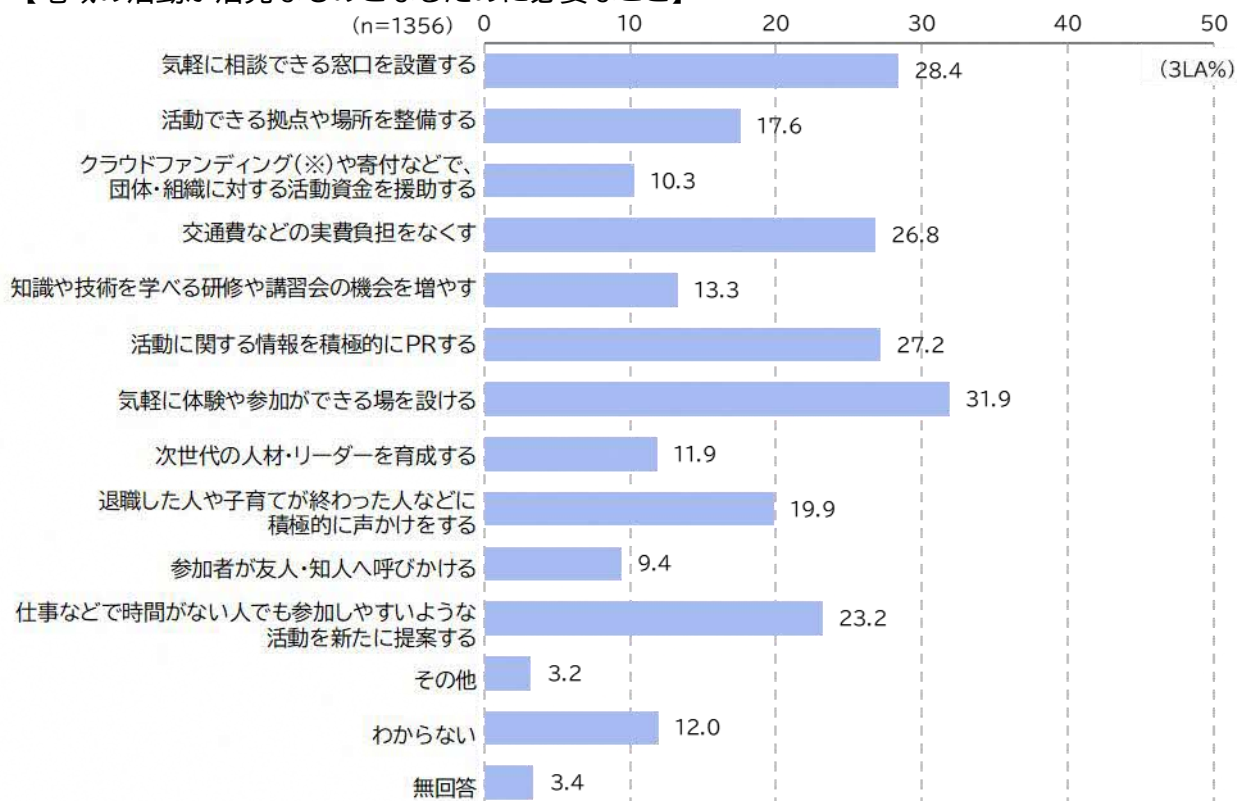
問18 地域活動やボランティア活動の担い手不足が問題となっていますが、その原因になっていると思うことをお知らせください。(〇はいくつでも)

【地域活動やボランティア活動の担い手不足の原因】



問19 地域活動やボランティア活動に参加する人を増やすため、特にどういったことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

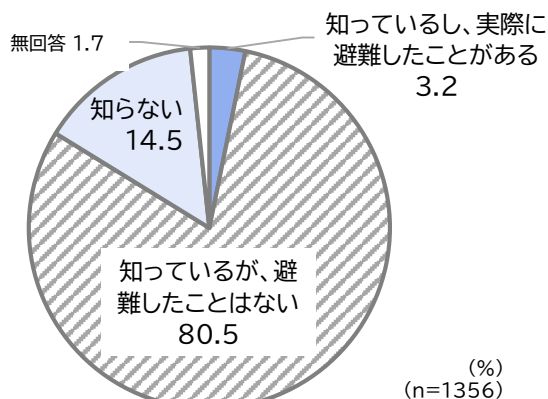
【地域の活動が活発なものとなるために必要なこと】



## (4) 防災の取組について

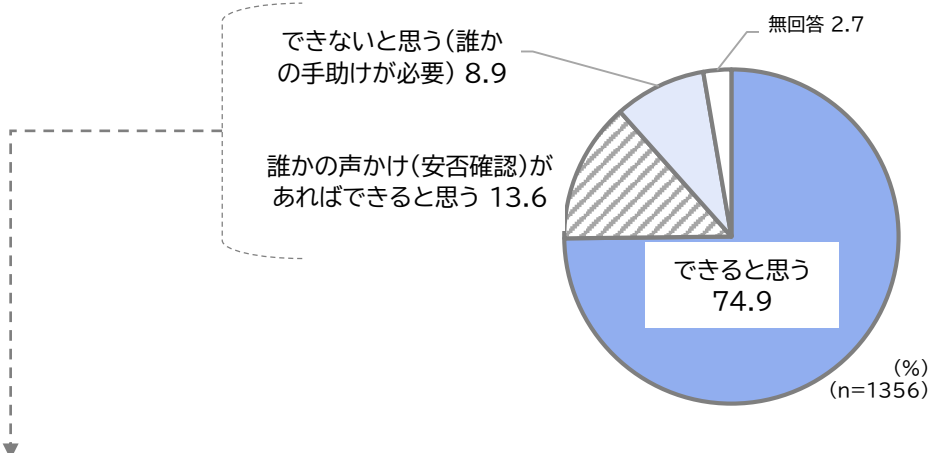
問20 地震や風水害などの自然災害が起こったとき、自分自身がどこに避難すればいいか知っていますか。(〇は1つ)

【災害時の避難先の認知度】



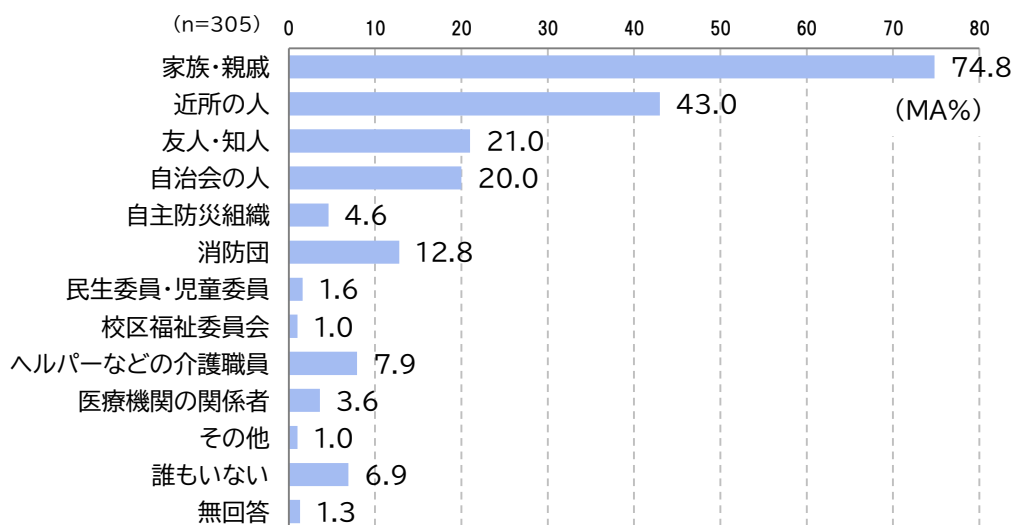
問21 災害が起こったとき、あなたは、一人で避難できると思いますか。(○は1つ)

【自力での避難の可否】



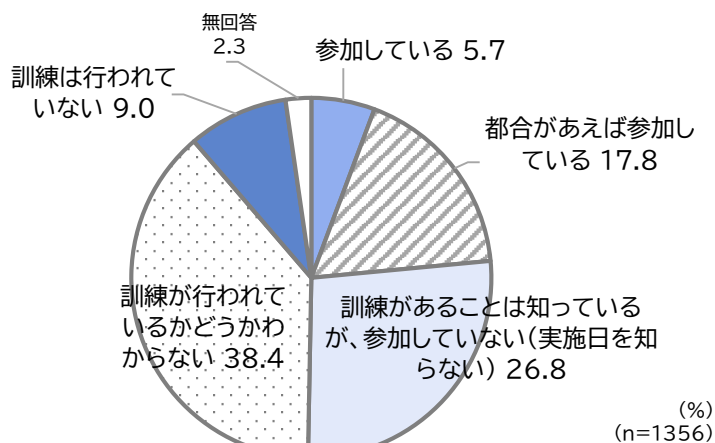
問21-1 その際、身近な存在で避難を手助けしてくれる人は誰ですか。(○はいくつでも)

【避難を手助けしてくれる人】



問22 あなたは、日頃から地域の防災訓練等に参加していますか。(○は1つ)

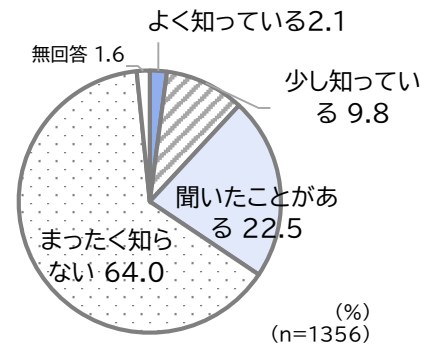
【地域の防災訓練等への参加状況】



問23 枚方市で災害が発生した際に、支援を必要とする方などへの取組があることを知っていますか。(〇は1つ)

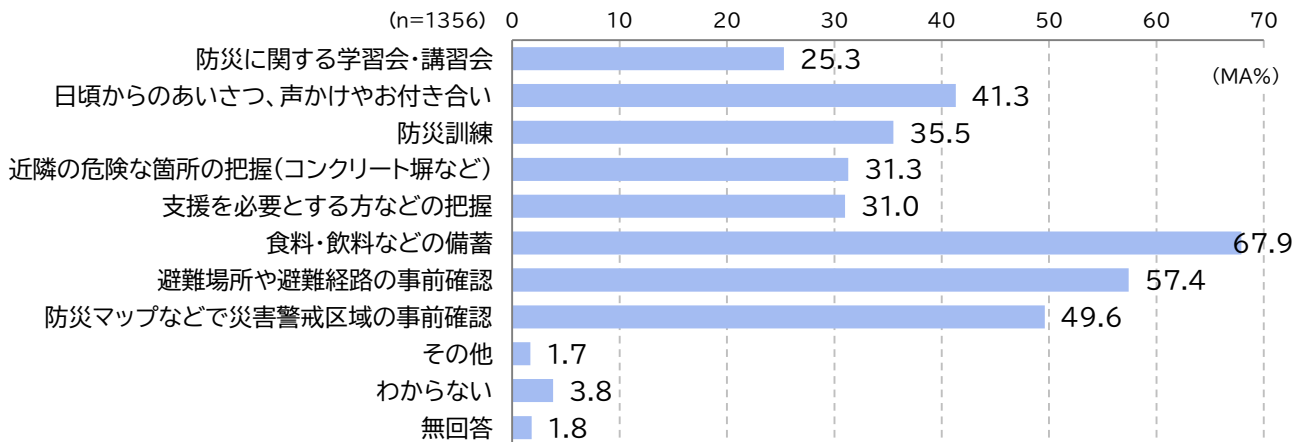
【避難行動要支援者に関する取組の認知度】

- 本市では、災害時において避難に支援が必要な高齢者や障害のある人等(避難行動要支援者)を地域みんなで助けあうための仕組みづくりにつながるよう、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成などを行っています。



問24 地域における災害時の備えとして、どのような取組が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

【地域における災害時の備えとして重要な取り組み】



## (5) 成年後見制度について

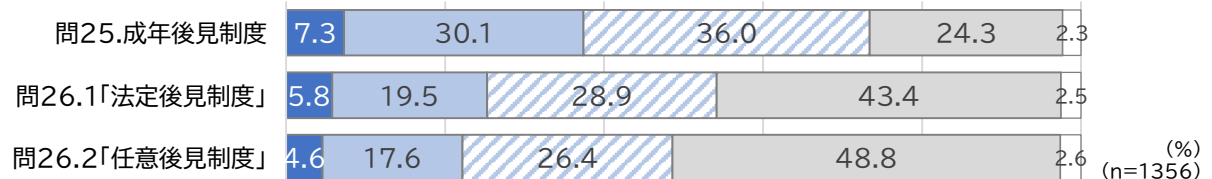
成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断力が不十分な方に対して、代わりに判断したり、契約などを行うことで、生活面や法律面で本人の権利や財産を守る制度です。

- 成年後見制度には2つの種類があります。  
 法定後見制度…判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度。  
 任意後見制度…十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人(任意後見人)に代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度。
- 市民後見人は、専門的な講座を受けた市民が、同じ地域の市民として身近な立場で後見活動(主な活動内容は金銭管理や、介護・福祉サービスの利用援助の支援など)を行います。

問25 あなたは成年後見制度を知っていますか。(〇は1つ)

問26 成年後見制度の2つの種類を知っていますか。(〇は1つずつ)

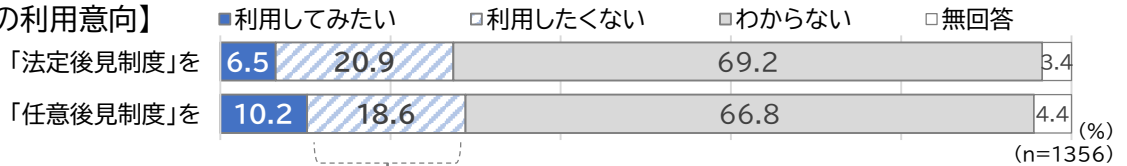
【制度の認知度】 ■よく知っている ■少し知っている ▨聞いたことがある ■まったく知らない □無回答





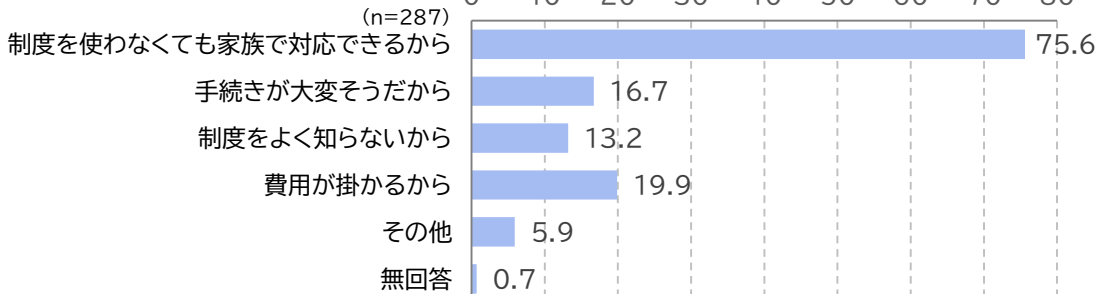
問27 成年後見制度を利用したいと思いますか。(○は1つずつ)

【制度の利用意向】



問27-1 利用したくない理由は何ですか。(○はいくつでも)

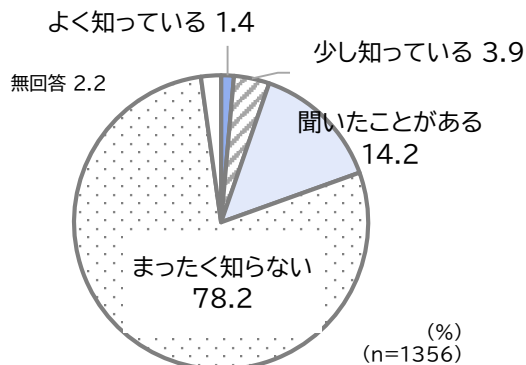
【成年後見制度を利用したくない理由】



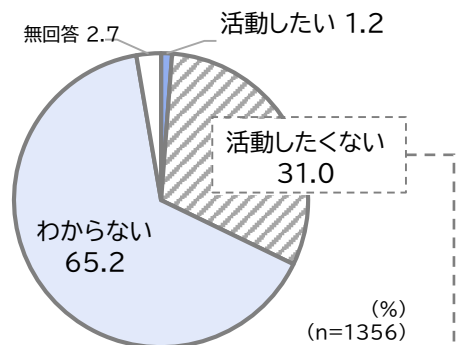
問28 あなたは市民後見人について知っていますか。(○は1つ)

問29 市民後見人として活動したいと思いますか。(○は1つ)

【市民後見人の認知度】

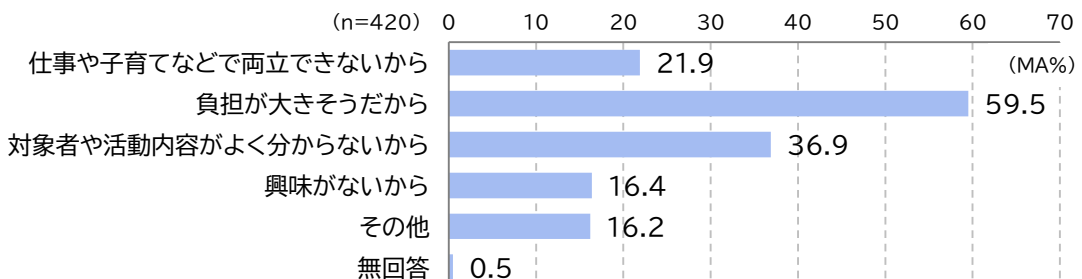


【市民後見人としての活動意向】



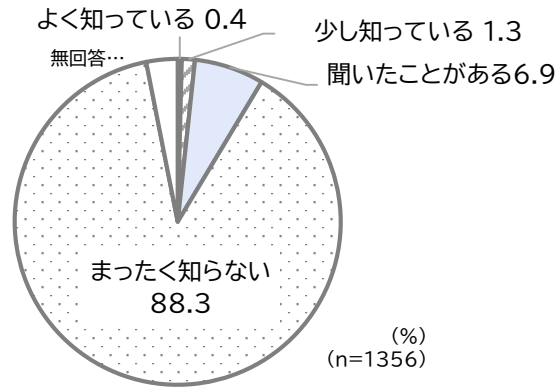
問29-1 活動したくない理由は何ですか。(○はいくつでも)

【市民後見人として活動したくない理由】



問30 「ひらかた権利擁護成年後見センター(こうけんひらかた)」を知っていますか。

【「こうけんひらかた」の認知度】

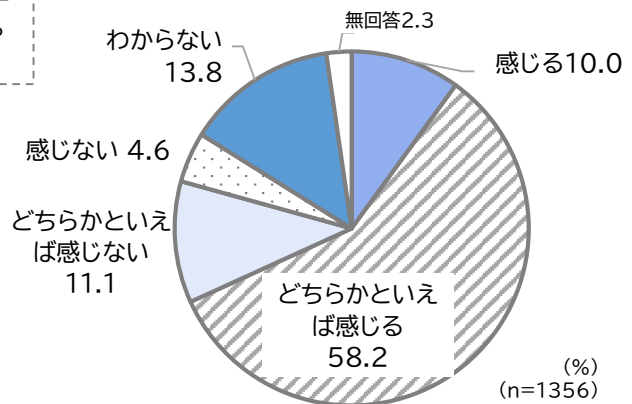


## (6) 再犯防止について

- ・「再犯防止推進法」第2条では、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者を「犯罪をした者等」といい、犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)を「再犯の防止等」としています。

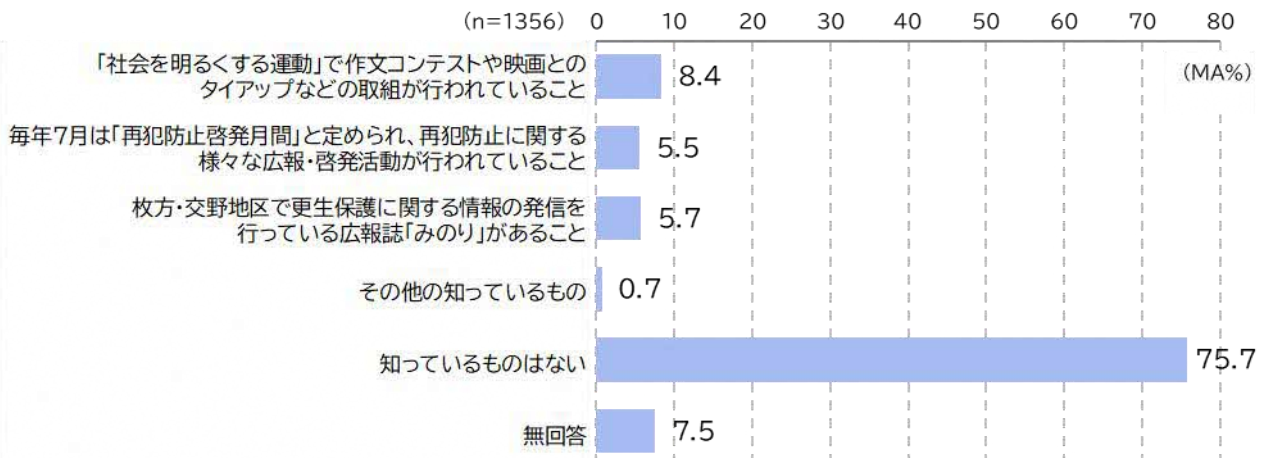
問31 枚方市は犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。(〇は1つ)

【枚方市の暮らしやすさの印象】



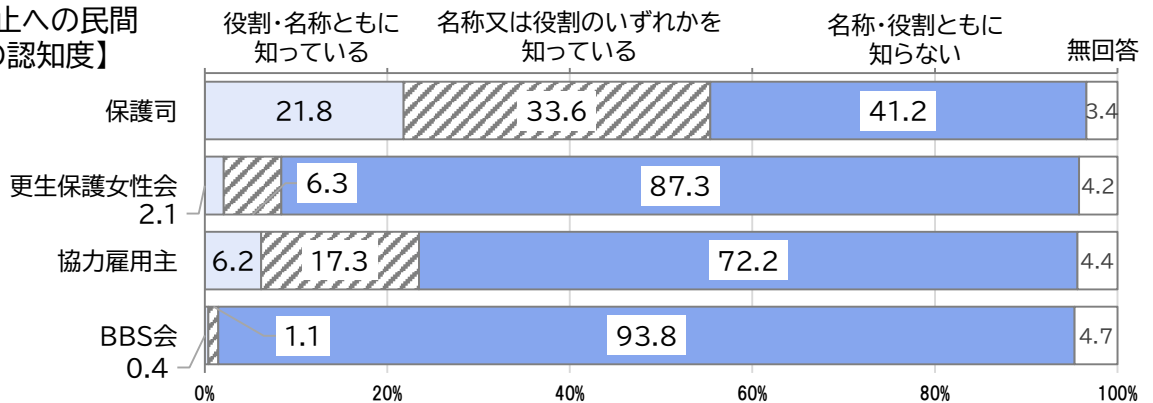
問32 次の再犯防止の広報や啓発活動で、知っているものはありますか。(〇はいくつでも)

【再犯防止の広報や啓発活動の認知度】



問33 再犯防止に協力する民間協力者がいます。次のような言葉を知っていますか。(○は1つずつ)

【再犯防止への民間協力者の認知度】

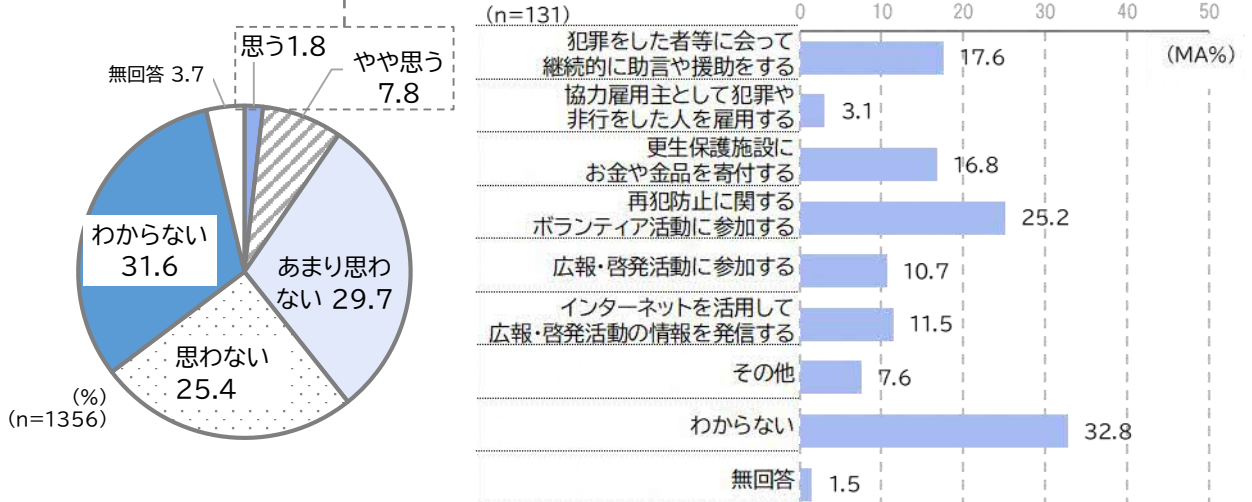


問34 犯罪をした者等の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つ)

問34-1 犯罪をした者等の立ち直りに、あなたが協力できると思うことは何ですか。(○はいくつでも)

【再犯防止への協力意向】

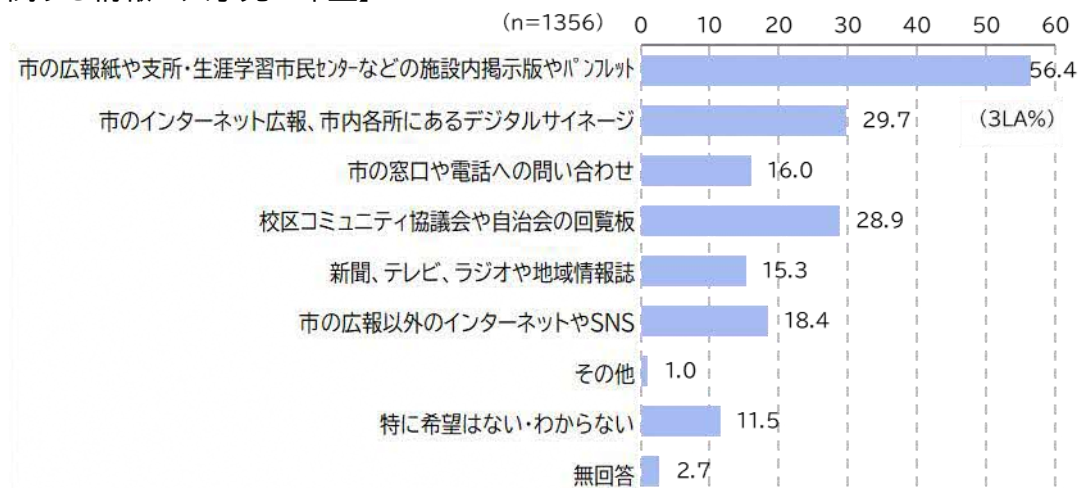
【再犯防止に協力できること】



## (7) これからの地域福祉について

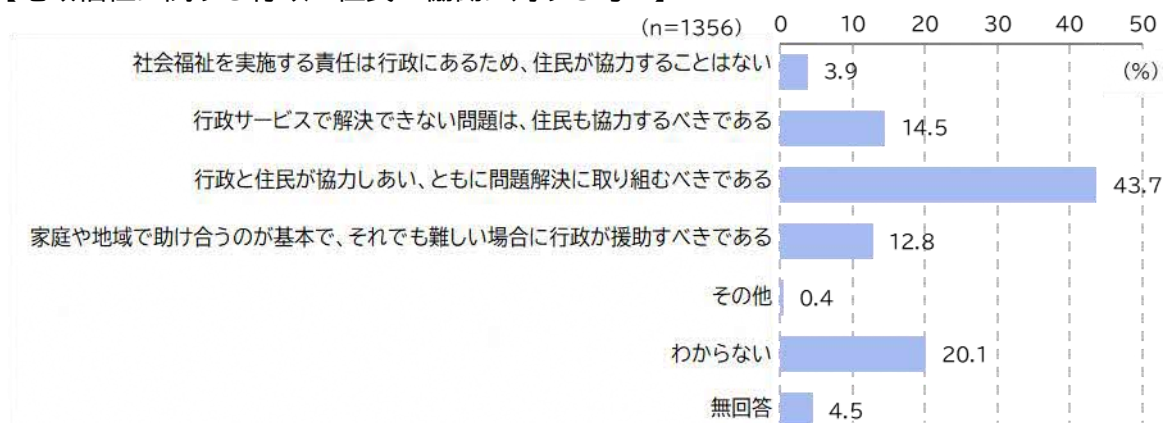
問35 地域福祉に関する情報をどこから入手したいですか。(○は3つまで)

【福祉に関する情報の入手先の希望】



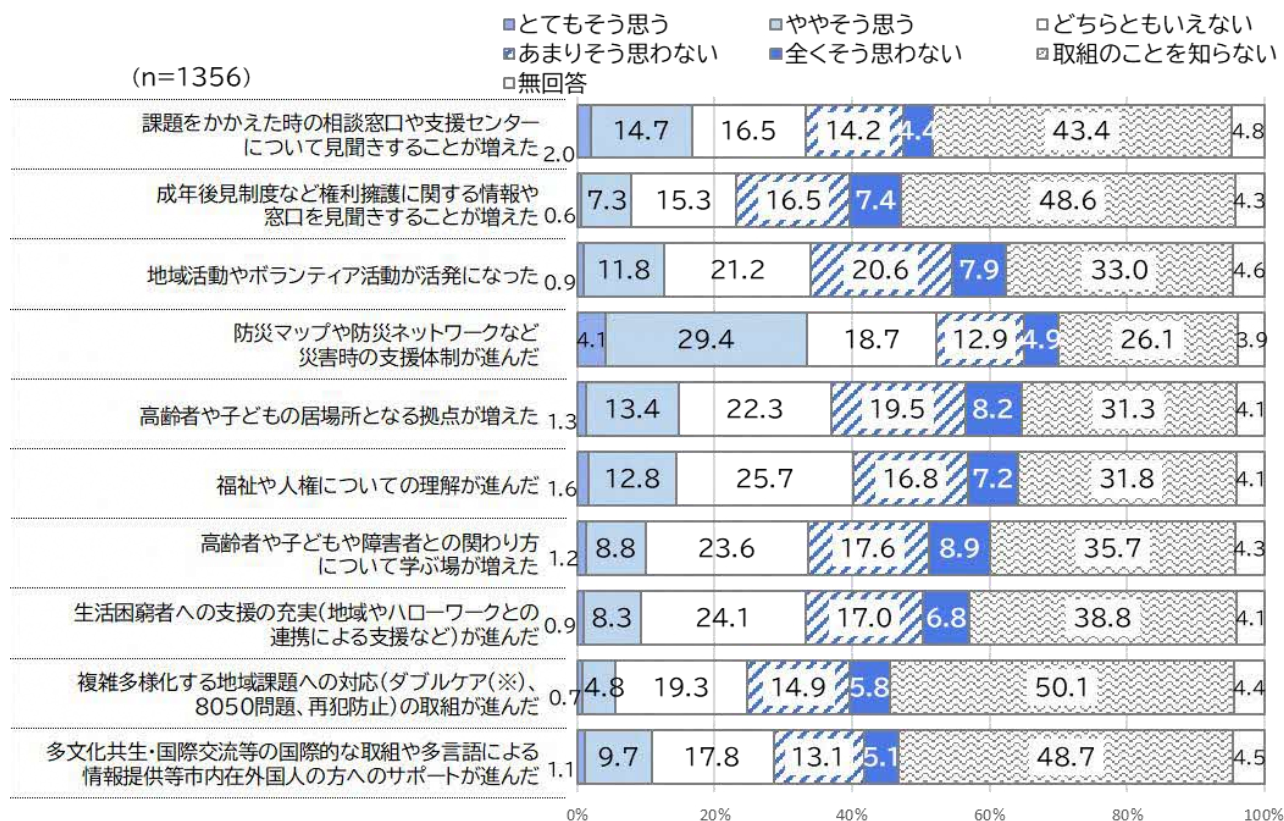
問36 地域福祉に関する行政と住民の協働(パートナーシップ)について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は1つ)

【地域福祉に関する行政と住民の協働に対する考え】



問37 枚方市は令和2年度に「枚方市地域福祉計画(第4期)」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。この4年間で、枚方市の地域福祉への取組はどのように変わったと思いますか。4年前を思い出して比べてお答えください。(〇は1つずつ)

【第4期の取り組みに対する評価】



## 1 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 開催経過

| 開催日            | 審議会名                                | 案件                                                                  |
|----------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 令和5年<br>11月16日 | 令和5年度第2回<br>枚方市社会福祉審議会<br>地域福祉専門分科会 | 1.「枚方市地域福祉計画(第5期)」策定に係る<br>市民アンケートの実施について                           |
| 令和6年<br>5月13日  | 令和6年度第1回<br>枚方市社会福祉審議会              | 1. 専門分科会の委員指名について<br>2. その他<br>(1)まるっとこどもセンターについて<br>(2)孤独・孤立対策について |
| 令和6年<br>6月3日   | 令和6年度第1回<br>枚方市社会福祉審議会<br>地域福祉専門分科会 | 1. 市民アンケート最終結果報告について<br>2. 地域福祉計画(第5期)計画の方向性(骨子案の<br>原型)について        |
| 令和6年<br>7月24日  | 令和6年度第2回<br>枚方市社会福祉審議会<br>地域福祉専門分科会 | 1. 令和5年度実績及び地域福祉計画(第4期)の総括<br>2. 地域福祉計画(第5期)の構成(骨子案)について            |
| 令和6年<br>10月30日 | 令和6年度第3回<br>枚方市社会福祉審議会<br>地域福祉専門分科会 | 1. 地域福祉計画(第5期)素案について<br>2. 市民意見聴取について                               |
| 令和7年<br>1月30日  | 令和6年度第4回<br>枚方市社会福祉審議会<br>地域福祉専門分科会 |                                                                     |
| 令和7年<br>●月●日   | 令和6年度第2回<br>枚方市社会福祉審議会              |                                                                     |



## 2 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 委員名簿

※順不同、敬称略

| 氏名     | 職                    | 社会福祉審議会 | 地域福祉<br>専門分科会 |
|--------|----------------------|---------|---------------|
| 安藤 和彦  | 京都西山短期大学 客員教授        | 委員      |               |
| 石田 慎二  | 帝塚山大学 教授             | 委員      |               |
| 鵜浦 直子  | 大阪公立大学大学院 専任講師       | 委員      | 委員            |
| 恵阪 順三  | 枚方地区人権擁護委員会 委員       | 委員      |               |
| 大西 雅裕  | 神戸女子大学 教授            | 委員      |               |
| 川北 典子  | 大谷大学 非常勤講師           | 委員      |               |
| 小山 隆   | 同志社大学 教授             | 委員      |               |
| 佐藤 嘉枝  | 枚方市介護支援専門員連絡協議会 理事役員 | 委員      |               |
| 所 めぐみ  | 関西大学 教授              | 委員長     | 会長            |
| 橋本 有理子 | 京都女子大学 教授            | 委員      |               |
| 原 啓一郎  | 弁護士                  | 委員      |               |
| 日野 裕   | 地域生活支援センターにじ センター長   | 委員      |               |
| 福岡 眞智子 | 枚方市民生委員児童委員協議会 会長    | 副委員長    | 委員            |
| 藤本 良知  | 枚方市医師会 名誉会長          | 委員      |               |
| 古満 園美  | 枚方市社会福祉協議会 会長        | 委員      | 委員            |
| 前田 崇博  | 大阪城南女子短期大学 教授        | 委員      |               |
| 三田 優子  | 大阪公立大学大学院 准教授        | 委員      |               |
| 安田 雄太郎 | 枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 会長 | 委員      |               |
| 山田 誠   | 枚方市医師会 副会長           | 委員      |               |
| 井手 祐子  | 枚方市老人クラブ連合会 単位クラブ会長  |         | 委員            |
| 亀井 信順  | 枚方市私立保育園連盟 副会長       |         | 委員            |
| 末岡 妙子  | 枚方市コミュニティ連絡協議会 会計    |         | 職務代理者         |
| 田村 正治  | 枚方・交野地区保護司会 副会長      |         | 委員            |
| 宮川 和香子 | 枚方人権まちづくり協会 理事       |         | 委員            |
| 若槻 美可  | 枚方市福祉団体連絡会 副会長       |         | 委員            |

### 3 枚方市地域福祉計画(第5期)〈素案〉に係る 市民意見聴取の結果について

|        |                                                  |
|--------|--------------------------------------------------|
| 意見募集期間 | 令和6年(2024年)12月3日～令和6年(2024年)12月22日               |
| 意見提出者数 | 3人                                               |
| 公表意見数  | 5件<br>※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。 |

(案) 確定後

## あ行

### ◆ICT

Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

### ◆アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

### ◆ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

年齢と病期にかかわらず、成人患者と、価値、人生の目標、将来の医療に関する望みを理解し共有し合うプロセスのこと。

ACPの目標は、重篤な疾患ならびに慢性疾患において、患者の価値や目標、選好を実際に受ける医療に反映させること。

### ◆いきいきサロン

地域住民が気軽に集える場所を通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動。

### ◆SDGs（持続可能な開発目標）

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴール。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

### ◆おやこの広場

市内13か所の施設で地域の子育て親子が気軽に集える場の開設や、子育てをテーマとした教室や講習、育児相談などを行っている。また、子育てサークル等の育成や支援も行っている。

### ◆オレンジカフェ

認知症のことや物忘れ等が気になりはじめたご本人やご家族、ご近所の方、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながらか仲間作りや情報交換等をする地域拠点のこと。「オレンジカフェ」は枚方市の認知症カフェの愛称。

## か行

### ◆基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談支援業務（身体障害・知的障害・精神障害）および成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の相談支援体制強化の取組等を行うセンターのこと。

### ◆クラウドファンディング

「クラウド（群衆）」と「ファンディング（資金調達）」を組み合わせた造語で、直訳すると「群衆から資金を集める仕組み」のこと。

### ◆元気づくり・地域づくりプロジェクト

高齢者が安心していきいきと活躍できる地域づくりに向け、地域課題の抽出や検討を行う会議体（第1層協議体・第2層協議体）を設置している。地域に必要な仕組み・場所・活動などを地域のニーズに基づいて創り出す仕組みにより、健康増進などの元気づくりや特色のある地域づくりを進めている。

### ◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等の意思を受けとめて、援助者がその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

### ◆更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。

### ◆子育てサロン

子ども同士を遊ばせながら、子育てに関する情報交換や様々な話題を通じて気持ちをリフレッシュしたり、親子で楽しめたりする場所のこと。

### ◆個別避難計画

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

## さ行

### ◆災害ボランティアセンター

災害が発生した際に、被災者のニーズとボランティアをつなぐことで被災者を支援する組織のこと。

### ◆CSR

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たして行くことを求める考え方のこと。

### ◆CSW

暮らしの中での福祉に関する困りごとと一緒に考える地域福祉相談員のこと。枚方市では、福祉に関する相談の実施、支援ネットワークの構築、地域づくりの支援の活動をしています。

### ◆死後事務委任

本人である委任者が個人や法人を含む第三者に対し、亡くなった後の役所や銀行で行う諸手続き、葬儀・納骨・埋葬等に関する事務等について代理権を付与し、死後事務を委任すること。

### ◆市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う。

主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。

### ◆社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される、地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

### ◆社会福祉審議会

社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査・審議するために都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、市長の諮問に対して答弁を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるもの。

### ◆重層的支援体制整備事業

複雑・複合化な課題や狭間のニーズに対し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業のこと。

### ◆就労準備支援

生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。

### ◆障害者相談支援センター

日常生活の困り事が起こった時、身近なところで気軽に何でも相談でき、制度やサービス等とつなげる機能を持つ。

### ◆親族後見人

成年後見制度において、親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹など)が後見人等になる場合を「親族後見人」と呼んでおり、本人に代わって財産管理や契約代行などを行う。



## さ行

### ◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い、保護・支援する制度のこと。

## た行

### ◆ダブルケア

広義では、家族や親族などの、親密な関係における複数のケア関係と、そこで生じる複合的な課題のこと。狭義では、子育てと介護を、同じ時期に行わなければならないことを指す。

### ◆地域貢献活動

地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域活動のこと。

### ◆地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能も有している。保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決にあたる。

### ◆DX(デジタルトランスフォーメーション)

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

自治体におけるDXとは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと。

## な行

### ◆任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度のこと。

## は行

### ◆8050問題

80歳代の親と、50歳代の子どもを指し、このような親子が社会的に孤立してしまう問題のこと。

### ◆パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

### ◆避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

### ◆ひらかた元気くらわんか体操

元気な方、支援が必要な方にも利用していただけるよう、立位と座位の体操を選んで行うことができる。ラジオ体操第1で柔軟性の向上、ロコモ体操で筋力・バランスアップ、ひらかた体操(枚方市オリジナル体操)で脳の刺激の3つの効果がある。

### ◆福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

### ◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うことを言う。

### ◆法定後見制度

ご本人ひとりで決めることが心配になったときに、家庭裁判所によって、成年後見等が選ばれる制度のこと。ご本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類(類型)が用意されている。

### ◆ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。